

令和5年第5回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月5日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1 番	谷 川 暢 一 君	2 番	川 島 富士夫 君
3 番	西 村 毅 君	4 番	倉 谷 明 君
5 番	増 井 文 雄 君	6 番	藤 田 正 美 君
8 番	熊 谷 勘 信 君	9 番	島 津 秀 樹 君
10 番	辻 岡 正 和 君	11 番	坂 本 豊 君
12 番	今 井 富 雄 君	13 番	北 原 武 道 君
14 番	松 本 孝 雄 君		

2. 欠席議員

な し

3. 欠 員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 宮 登志次 書 記 堀 田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
会 計 管 理 者	三 宅 宗 左	総 務 課 長	岡 本 隆 司
総合政策課長	岸 本 晃 浩	観光商工課長	佐 野 明 子
税務住民課長	中 西 みや子	環境安全課長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	山 口 勉	子育て支援課長	旭 明 男
健康医療課長	池 田 和 哉	建 設 課 長	竹 内 正
上下水道課長	飛 永 浩 志	産業振興課長	中 村 和 幸
パレオ文化課長	山 本 裕 之	歴史文化課長	木 下 忠 幸
教育委員会事務局長	宮 田 雅 秋		

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時20分 開会)

○議長（辻岡正和君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番、谷川暢一君、2番、川島富士夫君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、一般質問を行います。

簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問は、4番、倉谷 明君、8番、熊谷勘信君、6番、藤田正美君、2番、川島富士夫君、11番、坂本 豊君、13番、北原武道君、5番、増井文雄君の順に質問を許可します。

4番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は10時22分までです。

○4番（倉谷 明君）

皆さん、おはようございます。

連日の猛暑も今日までで、明日以降は少し和らぐとの予報です。しかし、油断はできません。もうひと踏ん張り、気合いを入れて頑張っていきましょう。

それでは、私からの一つ目の質問です。

若狭町のスポーツ振興策について伺います。

県内中学校でプールの学習を取りやめる動きが相次いでいます。若狭町は新型コロナウイルス流行を機に2020年度からプール授業をなくした、と7月に新聞報道されていました。多額の費用がかかる施設改修を避け、教員の働き方改革も見直しの背景にあるようです。町のスポーツ振興策には「いつでも どこでも だれでも いつまでも」の合い言葉を下に、若狭町スポーツ推進委員の皆さんはスポーツの振興を図るための取

組をされています。

また、町の中期基本計画最重点政策にも「健康寿命の延伸」を掲げていますし、若狭町の将来を担う子どもたちへの政策の「子育て・教育」が私の最重点関心事であります。

子育て・教育支援は何かと金銭的なところに目が行きがちですが、心身両面にわたる健康の推進にももっと目を向けるべきだとの思いで、町のスポーツ振興策について質問します。

まず、1点目です。

小学校5年と中学校2年を対象に行われた2022年度の全国体力テストの結果では、実技8種目の記録を点数化した体力合計点の都道府県別平均値で、福井県は小5男女と中2男子が1位、中2女子が2位となり、全国トップ水準を維持していたと報道されていました。その中で若狭町の水準はどうでしたでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、2022年度体力テストの結果についてお答えします。

まず、この体力テストは、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることや、各学校が各児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣などを把握し、学校における体育、健康などに関する指導などの改善に役立てることを目的としており、各学校では、体力テストの結果により、課題を把握し、体育の授業などを通して改善に努めております。

なお、体力テストにおける実技の内容についてですが、小学校では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8つの項目となっており、中学校では、小学校のソフトボール投げをハンドボール投げに変更するとともに、持久走を追加し、9つの項目としております。

当町の結果ですが、小学5年男子では、8つの実技のうち6つが県平均を上回っており、小学5年女子では、8つの実技のうち7つが県平均を上回っております。

中学2年年男子では、9つの実技のうち7つが県平均を上回っており、中学2年女子では、9つの実技のうち5つが県平均を上回っております。

小学校5年、中学校2年ともに総合点で県平均以上の成績となっております。

この結果から、基礎体力的には県平均を上回っておりますが、上回っていない上体起こし、長座体前屈など、柔軟性が課題であると判明いたしましたので、柔軟性の向上を

意識した準備運動を行い、改善に努めております。

また、体育の授業で体幹トレーニング、サーキットトレーニングなどを行い、基礎体力や俊敏性を高めることや、タブレットを用いて、自分や友達の動きを分析し、客観的に動きを捉えることで自分の課題と目標を明確に持てるようにし、意欲につなげることをしている学校もございます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。全国トップレベルの福井県においても、若狭町の子どもたちがその平均値を上回っているということでひと安心です。

小・中学校では、好成績を維持するための持久力や柔軟性、瞬発力などの基本的な運動だと思いますが、日頃行われている取組としてはどのような運動を習慣化していますか。また、目標はありますか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

各小学校では、児童生徒がよりよい教育活動を享受できるように、学校運営の改善と発展を目指し、それぞれスクールプランを作成しており、その中で体力向上などについても目標を設定しながら取り組んでおります。

取組内容や目標については、それぞれの学校独自のものになりますが、始業前にグラウンドを走ることや休み時間に外や体育館で体を動かす遊びや運動を取り入れるなど、日頃から個々に目標を持って体力の向上と健康の増進に結びつく取組や、特別活動として、児童が中心となり企画し、縦割りによる班で全校児童が仲よく楽しく体を動かす全校おにごっこや全校ドッジボールなどを実施しております。

また、陸上記録会に向けた指導や体育大会での発表に向けた現代的なダンスの指導を外部講師を招き、より専門的な指導を受けるなど多様な運動を習慣化することにより、運動に親しみ基礎体力を養う取組を実施しております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。学校独自にスクールプランを作成して取り組むとのことでは

が、特別な指導はされていないということですね。

中学校だけを見ると、体力向上の取組を負担に感じているという体育担当の教員が増加していると聞きます。学校にお任せでは、維持すら難しいのかもしれませんが。

児童生徒の中には運動を得意としない苦手な児童生徒もいると思います。運動の楽しさを知って好きになってもらうための工夫はされていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

国の学習指導要領においても、基本的な目標の中で、各種の運動遊びの楽しさに触れることや、運動の特性に応じた基本的な技能や健康で安全な生活を営むための技能を身につけるようにすることなどが定められております。例えば、縄飛びや鉄棒などでもできる技によって、段階的な階級を設けたり、持久走などでも目標タイムを設定したりして取り組むなど、目標を達成した喜びと、次の目標に向かって挑戦する気持ちの醸成を図っております。

また、小学校では、陸上記録会を毎年開催しており、自己記録の更新と歴代の大会記録の更新を目指す取組、体力及び技能の向上と各学校との相互の親睦も図っております。

毎年度、大会記録に近い好成績を上げており、令和4年度の大会では、女子の部、走り高跳びで大会記録の更新がございました。

そのほかにも学校現場では子どもの心身の成長を願い様々な取組をしております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。これも先ほどの二つ目の質問にも関係しますが、子どもも教員も忙しい学校現場の中、学校独自で取り組むにはハードルが高いのかもしれませんが。何らかの行政支援も必要ではないかと思います。

体を動かす楽しさを知るには、やはりスポーツに取り組むことだと思います。スポーツを通じて、爽快感、達成感、連帯感などの喜びを感じられます。

文科省、スポーツ庁の取組で総合型地域スポーツクラブの育成、推進をしています。

スポーツ庁のホームページをのぞいてみますと、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参

加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるとあります。

しかし、若狭町、近隣市町では、スポーツ少年団や中学校の部活動、民間クラブチームでも競技種目も少なく、指導者の確保も難しい状況です。

2023年度から公立中学校の休日部活動を段階的に地域移行していくことになりましたが、こちらも難航していると聞きます。そうすると競技種目を増やすことはたやすいことではありません。子どもたちがやりたいスポーツ、自分に適したスポーツに巡り合う機会也没有ありません。

総合型地域スポーツクラブの育成推進に応じる形で平成22年に発足した「スポーツクラブわかさ」があります。がしかし、残念ながらというか、人口の少ない小さな自治体だけでは他種目のスポーツクラブの結成すら厳しいのが現実です。

「スポーツクラブわかさ」のホームページをのぞいてみますと、活動は剣道教室のみです。

文科省のホームページからの引用になりますが、スポーツ立国戦略の政策に、社会全体でスポーツを支える基盤の整備の中で、総合型クラブ育成率の低い自治体の取組、大会の開催を支援するとありました。過去にこの取組で、文科省、スポーツ庁から直接、間接的な支援をいただいたことはありますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

総合型地域スポーツクラブにつきましては、国では、地域のスポーツ環境を多種目、多世代、多種校へと促すことによって、地域づくり志向へと変革することを目的に推進しており、本町では、平成23年度に「スポーツクラブわかさ」が設立され、剣道教室と水泳教室を中心に事業を展開しております。

剣道につきましては、今年度、クラブに参加している教室は5つあり、参加者は82名となっております。また、毎年10月には、三方体育館でスポわか杯剣道大会を開催しております。

水泳につきましては、夏休み期間中に小学生を対象にB&Gプールで水泳教室を開催しており、今年度は69名の参加がございました。

この取組に対する支援としましては、総合型スポーツクラブを新たに設立した場合に日本体育協会から交付される自立支援事業補助金がございます。

本町では、設立1年目の平成23年度と3年目の平成25年度に交付を受けており、

主に水泳教室の講師の謝金及び交通費、剣道大会の開催費用などに使用をさせていただいております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。小さな自治体でも比較的競技人口の多いスポーツは人的支援も得られやすいと思います。スポーツ振興には、学校の授業では取り入れていない新しいスポーツもあると思います。ボルダリング、ボードやブレイクダンスなど近代ニュースポーツの愛好者も増えています。

これらの競技を目指す若者も町内にいるでしょうし、それらを理解し、受け入れることもスポーツ振興、体育教育、子育て支援、健康づくりが政府が言う新しい公共へつながると考えます。これを指導するのも小さな自治体の行政の役割だと思います。

支援制度があってもそれを受け入れる母体が存在しないことには活用できません。その母体をつくることは容易ではありません。でも、そのきっかけをつくる行動は可能だと思います。

町の合併以前の話になって恐縮ですが、小学生対象にバドミントン教室や卓球教室などが開催されていきました。どのような団体が主体になって開催されたかは記憶にないのですが、町内のスポ少にはない種目でした。このような活動は、単にスポーツに興味、関心を高めるだけのものではありません。スポーツだけに限ったことではありませんが、活動を通して、お互いに気遣い、力を合わせ、時には人の役に立ちたいという気持ちが芽生えたりもするでしょう。子どもたちには家庭だけではできない教育の場になると思います。これが子育て支援にもなるのではないのでしょうか。

スポーツ教室のような形でスポーツを楽しむ、体を動かす喜びを体感する、まずは子どもたちが体験してみる、これなら自分に適している、楽しめる、このことを発見できる場を設けることは簡単ではないことは承知しています。

町の子育て、教育に関するスポーツ振興への取組にはどのような策がありますでしょうか。現状と今後の振興策をお示してください。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

町の子育て、教育に関連するスポーツ振興の取組としましては、スポーツ少年団の活

動支援がございます。現在、町内には17団体のスポーツ少年団が活動しており、町では、それぞれの活動団に対し、活動に関する経費の一部、少年団の指導者、団員の登録料及び安全保険に係る費用を助成させていただいております。

少子化が進む中で団員の確保が難しい団も見られるようになりましたが、子どもたちのスポーツを通じた健全な育成と体力向上を図るためには、スポーツ少年団組織の充実は不可欠であります。

町といたしましては、引き続き子どもたちのスポーツ環境の充実を図るとともに、活動費の助成、団員の募集などの支援を行うことに取り組んでまいります。

また、中学校部活動でも全国的に取り組んでおります部活動の地域移行化を進めております。本町としましても、令和8年度から休日の部活動を地域へ完全移行することに向け、人材の確保と育成に取り組むところであります。

現段階では、総括コーディネーターを配置し、モデル部活動として活動している三方中学校剣道部と既に地域クラブ化した上中中学校ソフトボール部の活動を支援するとともに、課題の洗い出しを行っております。今後、ほかの部活動の指導者による人材との交渉、指導を行い、完全移行を目指したいと考えております。

将来にわたり子どもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、学校と地域との連携・協働が必要になります。

これまで培われてきた学校部活動の教育的意義や役割を継承し、さらに発展させ、地域での新しい価値が創出されと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。学校と地域の連携は、地域の様々な人との交流が広がり、子どもの健全育成や住民の健康、体力増進も果たしながら、地域の活性化が図られ、将来も住み続けられるまちづくりにつながると思います。

スポーツ少年団や地域クラブ化しています部活動の支援は言うに及ばず、指導者の養成にも支援をお願いしたいと思います。

次に、二つ目の質問です。

学校教育におけるプール授業の今後を伺います。

今年、夏休みの初日、7月21日、福岡県で小学6年の女子児童3人の水難事故の報道がありました。痛ましい事故であります。夏休み中に限らず、子どもの事故は多発し

ています。

冒頭にも触れましたが、若狭町の中学校2校の水泳授業は2020年から中止されています。

この事故の10日ほど前の福井新聞に「若狭町の2校の中学校でのプールを使用しての学習が廃止」と報道されていました。廃止は、プールの改修費用、教員の働き方改革も背景にあるようです。また、日焼けを懸念する保護者もいて、時代には合わないとの声もあるようです。しかし、小学校では、事故防止の学習効果が非常に高いことから継続されるようです。

水泳の実技は必修ではないと聞きました。水泳事業の目的や授業内容を見直す時期ではないかと思います。

そこで、質問です。県の学習指導要領に沿っているとは思いますが、若狭町の小・中学校での水泳授業の目的、評価基準はどのようになっていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

国の学習指導要領では、小学校については、低学年、中学年、高学年に分けて、目標や内容に沿って定められており、要領に沿って水泳学習を実施しております。

低学年では、水遊びとして、水に浸かって歩いたり走ったりすること。潜る、浮く、運動遊びとして、息を止めたり吐いたりしながら水に潜ったり浮いたりすること。

中学年では、水泳運動として初歩的な泳ぎをすること。水の中での動きを身につけるための活動を工夫するとともに考えたことを友達に伝えること。

高学年では、水泳運動として、クロールや平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。

また、全学年を通して運動に積極的に取り組み、約束を守り、助け合って、誰とでも仲よくし、認め合いながら、水泳運動の心得を守って安全に気を配ることなどとしております。

また、中学校では、複数の泳法、クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライなどで泳ぐことを学ぶほか、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど、健康、安全を確保することとしております。

これら学習指導要領に基づき水泳学習を実施しております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。先日、小学校へ赴き、児童の様子を伺いました。その学校では、保育園のときから小学校のプールへ出向いて水遊びをしているので、水に顔を付けることを怖がらず、水泳の授業もスムーズだそうです。また、児童自ら目標を決めて競い合っているそうです。

体育の授業は単なる技術の向上だけではありません。やる気を引き出し、自信を持たせることも重要です。プール授業で一番重要な位置づけにあると考えます、命を守るための小学校での水泳授業はどのような内容で行われていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

水泳学習の実技指導の中で、水泳運動の楽しさや喜びを味わう一方で、水の怖さや安全に気を配ることの大切さを伝えながら水泳授業を実施しております。

具体的な内容としましては、プール内で並んで輪をつくり、一定方向に歩き出すと同じ方向に波ができますが、笛の音で一斉に反対方向に歩くと波の力で体が押されることになります。プール内で体がよろめくことを体感することで川の流れの怖さなどを教えています。また実施していない学校もございますが、着衣泳により、水を吸った衣類が重くなり、手足が自由に動かず、思うように泳げなくなることを体験し、着衣のまま水に落ちてしまったとき、慌てずに背浮きで浮いて待つということを教えております。

この着衣泳法やペットボトルを浮力体とした背浮き、救急教室は、消防署でも水難訓練として実施していただいておりますので、必要に応じて学校のほうから要請をさせていただき、実施しております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。着衣での水泳訓練は、専門家の指導を受け、安全を確保した上での実施となり、簡単には実施できないでしょうが、小学校在学中に一度は体験できるように計画をお願いしたいと思います。

小学校のプールは存続されるようですが、各学校の施設維持費用は年間いかほどでし

ようか。また、今後の施設延命のための費用の見直しは出ていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

これまで水泳学習につきましては、三方地域の小・中学校につきましては、三方プール及びB&G海洋センタープールの2か所で実施しており、上中地域につきましては、各小学校のプールにおいて実施してきました。

各小学校の施設維持費につきましては、今年度、プール開放した上中地域の5つの小学校について回答させていただきます。

基本的な維持管理費としまして、水道代、ろ過器の洗浄、点検費用、薬品代のほか軽微な修繕費用などが挙げられ、5校合計でおよそ280万円となっておりますが、修繕箇所やその費用などによっては実績額が増減することになります。

また、今後の施設延命のための費用につきましては、軽微な修繕などにより施設維持に努めることとし、老朽化による大規模な修繕が必要になる場合は、学校とも相談しながら、他の小学校のプールやB&G海洋センタープールを利用するなど、プールの共同利用などや廃止も見据えながら、活用するプールの見直しや運用方法なども検討していきたいと考えております。

議員も御存じのとおり、老朽化や水漏れがある三方プール、上中プールにつきましては、解体の方向で進めておりますので、今後の水泳学習の内容やプールの在り方についても学校と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。上中地区の小学校プールは、学校での授業だけではなく夏休み中の安全な水遊び場としても開放していますので、小まめな維持管理で延命いただきたいと思います。

今後の学校プールの在り方については、学校とだけの協議ではなく、幅広く意見を求め、慎重に進めていただきたいと思います。

県内では、若狭町の近隣の市町ではプールは継続されるようです。中学校プール廃止は生徒や保護者には伝えてありますでしょうか。プール授業廃止に対する生徒・保護者

の反応はいかがですか、調査はされましたでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

中学校のプールの廃止や水泳授業の実技の中止については、生徒・保護者に対する連絡や調査を直接しておりませんが、学校とは協議の上、進めさせていただいております。

なお、町では、中学校に対し、水泳授業の実技学習に対応するため、B＆G海洋センターの利用及びバスによる送迎対応が可能となっておりますが、今年度は中学校では座学による水泳授業を実施することとなっております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。生徒や保護者への連絡がないままに中学校のプール授業が中止になっていたり、プールの廃止が決定している実態はいかがなことかと思います。

また、残念なのは、B＆G海洋センターでの実技を提案したにもかかわらず、中学校からは、今年度は座学で済ませると判断したということです。学校独自の判断で行われているのでしたら、問題だと考えます。

そこで、町としての考えをお聞きします。

小・中学校での水泳授業の今後の方向性を伺います。

プールでの実技学習は、公営・民営施設やインストラクターの力を借りるなど何らかの形で実施する方向でしょうか、それとも座学だけでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとし、さらには、保健分野の応急手当との関連を図ることとされておりますので、今後、座学での授業となることも考えられます。

なお、先ほど申し上げましたが、夏休みの期間、B＆Gプールで経験豊富で他の施設でも指導実績のある水泳指導員が講師となり水泳教室を開催しております。今年度も6

9名の児童が参加し、泳力の向上に励んでおります。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。釈然としない答弁です。学校の授業としては、今後、座学だけになる可能性があるかと解釈します。

夏休み中、B＆G海洋センターでの水泳教室が開催されているようですが、遠方の子どもたちは送迎してくれる保護者がいないことには参加できません。これが学校教育としてのプール授業として済まされるのでしょうか。考え方の多様性、時代の流れで、水泳授業の目的や事業内容を見直す時期ではないかと思い、今後の方向性を伺う質問でしたが、明確な方向性を示した答弁はいただけませんでした。

町民の皆さんは、特に町の将来を担ってくれる子どもたちの子育て支援、教育、保育所や学校統合などを含め、今後、この町がどのような姿になっていくのか、大きな関心を持たれています。

今日はこの後にも学校関連の質問があります。私もまた、学校教育、社会教育に関連した質問でここに立たせていただきます。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前 9時57分 休憩）

（午前 9時58分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

8番、熊谷勘信君。

熊谷勘信君の質問時間は、10時59分までです。

○8番（熊谷勘信君）

皆さん、おはようございます。今、議長のお許しをいただきましたので、9月定例会の一般質問として、観光施設の整備について、もう一点、防災・災害対策についての2点、町長の見解をお伺いしますので、的確な答弁をお願いします。

まず、一つ目の質問です。いよいよ北陸新幹線敦賀開業が半年後の3月16日に迫ってきました。杉本知事は、福井県にとって100年に一度のチャンスを迎えているとして開業効果を全県に広げていくと言われています。福井県をはじめ県内の各市町におい

でも、積極的に開業に向けた、そして、開業後を見据えた観光誘客の戦略が立てられていると感じております。

そこで、道の駅「三方五湖」の再整備について質問をします。

現在、道の駅「三方五湖」には飲食のスペースがありません。これは道の駅がオープンして以来の懸案事項であり、立ち寄られた観光客から、食べる場所はないのかとか、ちょっと休憩したいが、そのスペースはないのかといった声も多く聞かされております。建設時には、飲食機能を持ち合わせた道の駅の整備が検討された経緯はあったと思いますが、諸事情によって実現しなかったと承知しています。

道の駅「三方五湖」には、多くの観光客が立ち寄られる状況を見れば、今後、飲食機能を整備するには北陸新幹線敦賀開業後の誘客対策にも必ずつながると考えられます。

そこで、道の駅「三方五湖」で飲食が提供できるよう施設整備を実施することについて検討しているのか、お伺いします。

整備するのであれば、早期に実用化すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

まず、冒頭、松宮教育長が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、本日、本会議を欠席しております。何とぞ御容赦をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、熊谷議員の道の駅「三方五湖」の施設整備に関する御質問についてお答え申し上げます。

道の駅「三方五湖」につきましては、平成27年3月に開業し、若狭路周遊観光のゲートウェイとしての機能を担っております。

また、三方湖畔に面した絶好の眺望を生かし、四季折々の風景や野鳥を観察することができる三方五湖自然観察とキャンプ場「とれたんこ」が隣接し、人気の観光スポットとなっております。

しかしながら、滞在時間の増加につながる飲食などのコンテンツ不足、駐車スペースの不足等の課題も見えており、若狭湾・三方五湖エリアの観光拠点として、この道の駅周辺をさらに磨き上げる必要があると考えております。

道の駅「三方五湖」での食事の提供や飲食スペースの整備については、具体的な検討に現在、至っておりませんが、来年、令和6年3月16日の北陸新幹線敦賀開業が決定し、また、その開業を控えておりますので、道の駅を含む周辺エリア全体の商業、飲食、眺望を含めた空間整備構想を策定する上で、関係機関と連携の下に一体的に進めていく

必要があると考えております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ありがとうございます。それでは、次に、観光誘客につながる食について、先ほどの質問で、道の駅に飲食スペースの整備についてお聞きしましたが、若狭町をはじめ嶺南地方には豊富な食材があり、食を求めて来訪される方も多いと感じます。

例えば、鰻やイカ丼などは大変好評です。もう一つ、私は、福井ブランド牛である若狭牛を使用したメニューの提供ができればと大きな期待も膨らんでおります。若狭牛の品質規格は5段階に分けられている肉質等級の3等級以上の高品質な牛肉のみが若狭牛として販売されています。色鮮やかな霜降り、きめ細かく柔らかい肉質が特徴で、ステーキ店、牛肉専門店などから、最高級の牛肉として、風味がよく、とろけるような舌ざわりと好評を得ています。若狭牛のおいしさは、福井県内はもちろん県外の人にも人気で、ふるさと納税の返礼品としても活用され、また贈り物として利用する人も増加していると承知しています。それほどに支持を受け、多くの人に食べられているブランド牛を活用することで、町内観光誘客に効果があると考えています。

そして、町内には、若狭牛の生産振興を図るための施設「嶺南牧場」があります。施設は県所有ですが、新たな観光スポットとして十分生かせると感じます。

そこで、県との十分な連携、協議は必要かとは思いますが、町として嶺南牧場を整備し、新たな観光地として磨き上げはできないものか、見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

次に、若狭町の新たなキラーコンテンツとなるであろう若狭牛の活用について御質問いただき、ありがとうございます。

若狭牛は古くから若狭地方で飼育されており、食肉は高級ブランド牛肉として流通しております。優れた肉質で知られ、若狭牛の子牛と受精卵を県内の畜産農家などに供給している牧場が嶺南牧場でございます。嶺南牧場では、福井県が昭和50年に若狭牛の里として建設をし、平成3年には若狭牛受精卵供給センターを設立、畜産のバイオテクノロジーを応用し、若狭牛の振興と増産の基地となっております。

現在、繁殖牛64頭、育成牛5頭、子牛24頭、ヤギ3頭が飼育されており、牧場内では、休憩所や遊歩道、ミニ動物園が整備され、生き物と触れ合える牧場として開放さ

れております。

見学は、平日、土日、祝日を問わず随時可能となっており、牧草地やヤギの放牧場の見学をすることができ、また平日のみとなりますが、ふれあい学習体験なども行われております。

若狭牛の提供につきましては、平成4年から平成7年まで嶺南牧場において、「若狭牛の里 モウモウ祭り」が開催され、バーベキューでの振る舞いが行われておりました。

現在、若狭町には、自然や食、歴史文化、産業などを生かした多様な学習体験ができることもあり、探究学習や宿泊研修・自然体験学習・修学旅行として数多くの中・高生が全国各地からお越しいただいております。その中の体験プログラムの一つとして、普段、体験できない牛の大きさを間近で感じてもらったり、干し草など餌やりを体験を通じて若狭牛をPRすることにより、観光誘客につなげていくことが可能だと考えております。

今後は、かみなか農楽舎や若狭三方五湖観光協会、福井県とも連携を図りながら、嶺南牧場の有効活用についてさらに検討を進めるとともに、地元の精肉店や飲食店の方々の協力の下、消費拡大やふるさと納税の返礼品としての強化も図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ありがとうございます。それでは、次の質問に移ります。

2点目は、防災・災害対策についての質問です。

季節は梅雨明けから年々勢力が大きくなっている台風発生の時期に入っております。まだ記憶に新しいところですが、昨年8月、県内では、南越前町や勝山市などでは集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生をはじめ、北陸高速道路、国道8号が通行止めになるなど地域に大きな影響を及ぼしました。昨日も町内一部において一時的に猛烈な雨が降りました。町長におかれましては心配もされたことと思います。

また、先月の台風6号は、強い勢力を保ったまま、沖縄や奄美地方、九州を縦断、また、台風7号についても、和歌山県に上陸後、近畿地方を縦断し、いずれも速度が遅かったことによる影響が長時間に及び、暴風や線状降水帯発生による大雨によって、大きな被害をもたらしました。まず、被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

気候変動の影響もあり、最近では、これまでに経験したことのない災害が発生してい

る現状と、また台風を中心から離れた場所でも大きな被害が出ていることなどを踏まえ、今後、豪雨や台風など激甚化する災害への対応が求められると感じております。

今こそ過去の災害発生時の対応をしっかりと検証し、今後も予想される台風や大雨に備えた町の防災対策について、自主防災における自助・共助の体制をしっかりと整え、いざというときに対応できる自主防災力を高めていくことが極めて大切ではないでしょうか。

それでは、質問に入ります。

最初に、実際の災害を想定した防災訓練、避難訓練についてお伺いします。

普段から災害時の現実に沿った訓練を行うことは大変重要であり、地震や洪水、土砂災害と、それぞれ災害別に情報伝達や避難方法、救助、介護等について、実際に行動することが災害時には有効であり、必要ではないかと思いますが、自主防災という中でどのような形で訓練が進められているのか、お伺いします。

また、災害対応時には町職員の行動は極めて重要であると思いますが、職員が実働するための危機管理体制について、普段からどのように意識づけされ、実働訓練はどのように行われているのでしょうか、この2点についてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

まず、お盆の時期には台風7号が襲来し、当町におきましては、被害がなく安堵しているところでございますが、全国各地では大きな被害が出ております。改めて被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

また、秋雨前線の発達等、線状降水帯がいつ発生するかも分かりませんし、常にこういった危機管理であったり防災の備えというところは大切であるというふうに考えております。

その中で、ただいま防災訓練等の実施状況と職員の危機管理体制の意識づけにつきまして御質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

本町におきましては、6月の梅雨の始まりを迎えるに当たり、関係機関の協力を得ながら、水災害から町民の生命や財産を守ることを目的に若狭町水防訓練を毎年、実施しております。また地震を想定した若狭町防災訓練も毎年、実施しており、各集落における一時避難訓練や各地区や小学校等の指定避難所までの避難訓練、そして、避難所の開設訓練を行いながら災害時の対応を確認しております。

具体的な内容につきましては、後ほど環境安全課長より答弁をさせていただきます。

次に、職員への危機管理体制の意識づけにつきましては、年度初めの課長会において、災害発生時における職員の緊急連絡と配備体制を示し、確認させるとともに、各課における職員の緊急連絡体制を構築させ、災害発生時には迅速な対応を期するよう指示をしております。特に梅雨時期や台風による気象条件の悪化が予想されるときには、職員に対して、今後の気象状況の推移予測を伝え、また警戒させるとともに災害時における職員初動体制マニュアルを再確認するよう指示をしております。

そのほかには、昨年度、日々の職員の災害に対する意識を高めることと災害発生時の緊急の職員への情報伝達と初動体制の確保を目的に、訓練の日時を示さず、職員招集訓練も実施させていただいております。

今後もしつ発生するか分からない災害に対して、各訓練を通し、日頃から職員に危機管理への意識づけを徹底し、危機管理体制の万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、防災訓練、避難訓練の実施状況につきましてお答えいたします。

若狭町水防訓練につきましては、効率的かつ効果的な水防活動により、台風、集中豪雨、洪水等による被害を軽減し、水害から町民の生命や財産を守ることを目的に、敦賀美方消防組合三方消防署、若狭消防組合上中分署、三方・上中両消防団、そして、若狭町赤十字奉仕団との合同により実施しており、年度によっては、自衛消防団や地域づくり協議会の方々にも参加をしていただいております。

訓練の内容としましては、各種水防工法の知識及び技術を習得するための訓練と炊き出し訓練などを行っております。

次に、若狭町防災訓練につきましては、令和元年度までは各地区を決定して当該地区のみで開催をしておりましたが、該当地区以外の住民の皆様は訓練に参加しないということもあり、また震災時には各集落における初動対応が重要となることから、各集落において自主的に避難行動をしていただく習慣が定着するよう、令和2年度から全集落を対象とした訓練に改めております。

訓練の内容としましては、まずは各集落における一時避難訓練として、各集落センターへの自主的な避難をしていただき、その後、二次避難訓練として、各地区の小学校などの指定避難所までの避難を実施していただくことで、避難所の迅速な開設と避難者の受付訓練も行っております。

その中では、若狭町防災士の会の皆さんにも御協力をいただき、避難所における資機

材、テント等の設営や避難時における非常用持出し袋についての説明も行っております。

また、今年度は災害本部の設置訓練も行うことで、集落連絡員が区長の皆様に連絡を取り、自主避難所への避難者数の確認を行う情報収集訓練も実施させていただきました。

現在、区長様に協力依頼をさせていただき、要支援者の支援に係る個別避難計画の策定を進めておりますので、今後の訓練におきまして、区長様とも相談させていただき、要支援者の避難訓練なども実施できるよう検討させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

次に、避難所の運営についてお伺いします。

若狭町では、台風7号の際には、リブラと歴史文化館に自主避難所を開設されたところであり、また、先月27日には町の防災訓練が行われ、地域住民の参加の下で避難所開設の訓練も実施されました。

これは、自主防災における災害時の避難所の開設や運営について、あらかじめ知識を習得し、有事の際の行動をより迅速に行える体制をつくるため、ここ数年、実施されていると承知しています。一方で、こうした訓練をしっかりと検証することも大事であります。

そこで、質問ですが、防災訓練や避難訓練を実施した中でどのような課題があったのか、またその課題はどのように改善し、実際の避難所運営につなげていくのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

先日実施しました防災訓練におきましては、避難所の開設訓練ということで、職員による迅速な避難所の開設と避難者の確実な受付を訓練として実施しております。

先ほど述べさせていただきましたとおり、令和2年度からこの訓練方法に変更しており、まずは避難所班の職員への連絡と両庁舎において、鍵などの必要物品の引渡しを行い、迅速な避難所の開設が行えるか、確認を行っております。

また、避難者の確実な受付作業を確認するため、避難者が記入する避難所利用者登録票を基に職員による避難者名簿の作成も行っております。

これまでの訓練におきましても、避難所の開設につきましては、必要物品の引渡しから避難所での受入れ体制の構築までを、目途としている1時間以内の設置が行われております。

また、避難者の確実な受付につきましても、各避難所からの避難者数の報告と避難所利用者登録票及び避難者名簿の確認を行っておりますが、人数や名前などの間違いもなく適正に行えているのが現状であります。

現在、避難所の運営に係る訓練までは行っておりませんが、避難所の運営は重要であり、長期化する場合の運営に関しましても、各地区における地域づくり協議会などの方に協力をお願いさせていただくこととしております。

今年度の防災訓練では、瓜生地区地域づくり協議会の皆様が独自に避難所運営のシミュレーションを実施されておられました。今後、その取組も参考とさせていただき、各地域づくり協議会などの皆様と相談しながら、避難所の運営の在り方につきましても新たな訓練として検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

次に、災害時要支援者支援についてお伺いします。

大雨や地震などの災害が起こったとき、自ら避難することが困難な方の円滑、迅速な避難確保を図るために、支援を必要とする方に対し、地域の中で避難等の手助けを素早く、そして、安心に行われる体制づくりを進められています。

町では、まず、避難行動要支援者への登録を行っていただき、その情報を支援者の同意を得て、自治会、いわゆる自主防災組織、民生委員、消防、警察などに提供して、平常時からの見守り及び災害時の安否確認や避難誘導などの支援体制を整備していくものです。この制度は、避難支援に携わる人々の温かい善意によって支えられている制度で、普段からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。

そこで、2点、質問いたします。

この制度について、対象者は何人おられるのか。その中で支援者登録を行っている住民は何人なのか。その上で本支援制度の課題はどういったところにあると認識しているのか。またそうした課題についてどのように改善していくのか。さらに制度を見直していくことは考えないのか、その点をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

要支援者等の災害対応につきましては、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難行動が困難な方につきまして、令和７年度中をめどに個別避難計画を作成することが努力義務化されております。

高齢者の独り暮らしの方や要介護認定で要介護３以上の方、身体障害者手帳の１級から３級等に該当する方が対象者となります。

町内には、４月１日現在で９７１名の方が対象者としておられ、そのうち３５９名の方が支援に同意されておられます。

この制度の課題としては、支援に同意された方に対して誰がその方の支援を行うかということになりますので、災害時の対応につきましては、地域の実情を把握できる集落単位における支援が不可欠であると考え、区長様に複数人の支援者の検討をお願いさせていただいております。

既に支援者の報告があった集落につきましては、近所の方や集落における役職のある方などが支援者となっているのが現状でもあり、支援者となる方につきましても役職の任期により交代されることとなります。

そのため、今後、作成した個別避難計画につきましては、毎年、区長様を通じて支援者の変更などの確認を行い、町と区で適正に管理しながら、消防などの行政機関、団体とも共有を図ることで迅速な避難や安否確認などにつながるようにしてまいります。

また、要支援者の支援同意の意思を取りこぼさないよう制度の周知や協力体制も必要ですので、引き続き区長会や民生委員などの会議の場においても説明を行いながら、新たな要支援者の同意の確認も行ってまいります。

この制度につきましては、本町としても取組を開始させていただいたところであり、今後、集落からの御意見などがあれば、要支援者の適切な支援となるよう検討させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○８番（熊谷勘信君）

それでは、次に、防災教育についてお伺いします。

地域防災活動においては、青少年から高齢者まで様々な地域住民が日頃から防災意識を持ち、防災に関する知識、技術、ノウハウ等を習得、理解して資質を高め、地域の連

携と協力の下に、それぞれに応じた役割、責任を果たし、地域の防災力を高めていくことが非常に重要であると思います。

そこで、防災教育の充実について、3つの観点からお伺いします。

まず、一つ目に、自主防災組織内で自主防災に関係する知識の理解、技術、ノウハウを習得し、共通理解を深めるための防災研修会をこれまでに実施してきたのか。また、今後、実施していく計画はあるのか。

二つ目に、子どもたちが幼少時から防災に対する正しい知識や意識を高めるとともに、それぞれの地域の実情に応じた災害時の実践的対応能力を身につけるため、学校内にとどまらず、地域との連携による地域防災の担い手となる人づくりを目指した自主防災訓練への参加について、現状はどうか。

三つ目に、自主防災組織間において、体制、活動等に温度差があるように思われます。全体の平準化とレベルアップを図るための研修、情報交換が必要と考えますが、これまでの現状と今後の計画について。

以上、防災教育への対応についての3点、申し上げました。町の見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問にお答えします。

初めに、防災に関する研修会につきましては、令和2年度にNPO法人まちの防災研究会の理事長をお招きして、区長様や地域づくり協議会の方々を対象に防災講習会を開催しております。

近年は、地域の事情に合わせて集落や地区単位によって開催していただいております。若狭町防災士の会の方に講師として出向いただいております。

引き続き、集落や地区で行われる研修には、防災士の会の方にお世話になり、地域における防災意識の向上を図るとともに区長会などの機会を利用させていただき、町としての防災研修会も開催していきたいと考えております。

次に、子どもたちの自主防災訓練への参加状況ですが、先日の若狭町防災訓練の中で、三十三地区におきまして、みそみ地区子ども会の皆様が起震車体験を行っております。また、集落における避難訓練でも親子による参加がある集落もございます。

自然災害が全国各地で頻発している状況からも、子どもの頃からの防災への意識を育むことが大変重要であると考えております。

今年度はみそみ小学校から防災意識の向上のための授業を依頼されておりますので、

その中でも地域における自主防災の取組の重要性を伝えさせていただきたいと思っております。

そのほか、訓練ではございませんが、昨年度、ハート&アートフェスタにおきまして、若狭町防災士の会員による「防災を知ろう」というテーマで、町の防災資機材の展示や防災グッズづくりなどの体験を実施していただき、多くの子どもの参加がございました。引き続き関係機関や団体とも協働しながら、防災教育の充実に努めて、防災活動への参加のきっかけとなるようにしてまいりたいと考えております。

三つ目の自主防災組織の全体の平準化とレベルアップを図るための研修などについてですが、現在、町内91集落のうち68集落におきまして自主防災組織が設立されております。

各集落における自主防災組織の活動及び運営は組織の自主自立に委ねておりますが、議員御指摘のとおり、災害時における活動機能を高めることが必要であります。そのため、組織の基礎づくり及びその活動を促進するために、若狭町自主防災組織活動支援事業補助金により、活動に必要な費用の助成を行うことで組織体制の充実の支援を行っております。

支援内容につきましては、消防ホースの資機材等の購入補助のほか、講習会などの開催費用への活用も可能ですので、多機能を要した組織となるよう支援をしてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織が設立されていない集落に対しましても、毎年、支援制度のお知らせを行っておりますが、今年度より開始した防災士の方を講師として派遣させていただき事業の案内もさせていただくことで設立の検討を促進したいと考えております。

各自主防災組織の活動は様々であります。設立当初からの規約や組織体制の見直しを行いながら、独自の防災訓練などを行っている集落もございます。

先ほど答弁をさせていただきましたが、町としての防災研修会を開催する中で、その取組内容を発表していただく場を設けるなど、まち全体の防災意識の向上と自主防災組織の活動の充実及びレベルアップを促進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

次に、ハード面から質問いたします。

まず、水月湖から日本海に水を放出する計画のトンネル放水路の現状についてです。

昨年の一般質問でも、同僚議員から、一日も早い整備を求める質問がありましたが、その時点では、令和4年度から、概略設計に基づきトンネル部の地質調査として、ボーリング及び弾性波調査、水理模型実験を実施する予定であるとのことで、計画どおりに実施に向けた準備が進められているとの答弁でした。

国や県に対して強く要望も行っていただいておりますが、各地で多発している大雨や地震などにより激甚化する災害発生の観点から、令和5年度に入ってから現時点の事業の進捗について伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、三方五湖治水対策事業として計画されておりますトンネル放水路の事業進捗状況につきまして、お答え申し上げます。

この事業の実施主体であります福井県では、現在、河川整備計画に沿った放水路事業として、令和4年度に実施いたしました土質ボーリング調査と弾性波探査及び水理模型実験の成果を踏まえ、令和5年度は概略設計の修正及び放水路の吐き口側の詳細な測量調査を実施し、詳細設計に向けた検討が進められているところでございます。また、トンネル放水路と併せ、治水対策事業として取り組まれている湖岸堤の修繕やかさ上げについては、今年度は伊良積区、北庄区で湖岸堤のかさ上げ工事が行われております。

若狭町といたしましては、一日も早く工事に着手していただきたいと切に願っているところであり、先般、8月の杉本知事への要望の中でも重点要望として御説明をさせていただいております。

湖周辺地域の暮らしを守る重要な施設となるトンネル放水路の整備に対しましては、関係機関と緊密に連携を図り、関係する住民の皆様や団体の皆様との理解促進や予算確保に向けた強い要望活動を引き続き展開してまいりたいと考えております。

引き続きの御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

それでは、最後に、トンネル放水路以外の防災対策につながるハード整備について質問いたします。

町内各地域には水田が点在しています。現在、全国各地でこの水田を利活用し、防災・減災につながる「田んぼダム」という取組があります。田んぼダムとは、水田が本

来持っている洪水緩和機能を人為的に高めることで、大雨が降ったときに雨水を水田に一時的に貯留し、水田からのピーク時流出量を抑制し、田んぼダムから下流の農耕地や住宅地の洪水の被害を軽減する目的で実施するもので、町内では既に仮屋集落で取り組まれています。

田んぼダムは浸水被害対策に効果が得られるとされておりますので、町内にも広めていく計画はあるのか、また、事業を進める上で制約等があるのかの見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、続きまして、田んぼダム事業についてお答えを申し上げます。

この田んぼダム事業につきましては、令和4年度から仮屋集落の約13ヘクタールの農地におきまして取組を始めさせていただき、今年度は三宅集落と杉山集落でも取り組む計画でございます。

田んぼダムの機能といたしましては、議員御指摘のとおり、水田の雨水貯留機能を高めておくことで、大雨災害時に雨水を一時的に水田にため、河川や水路の水位の急上昇を抑えて下流域の浸水被害リスクの低減を図ることが目的となっております。

この雨水貯留機能を高めるための整備といたしまして、水田に田んぼダム用の排水ますを設置したり、畦畔の補強や排水路の軽微な修繕を行うもので、所有者や耕作者の方々の御理解や御協力、また財源の確保といった事業を進める上で必要な事柄はございますが、流域治水の観点から、これからは流域全体で水害を軽減させる対策を進めていくことが重要だと考えております。

なお、田んぼダム事業の要件につきましては、この後、建設課長から答弁をさせます。

○議長（辻岡正和君）

竹内建設課長。

○建設課長（竹内 正君）

それでは、田んぼダム事業の要件などにつきましてお答えいたします。

田んぼダムの事業実施に当たっての要件としましては、実施する水田が5ヘクタール以上のまとまった団地であること、そして、本年5月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、法定計画となった地域計画を策定された区域であることとなっております。

この事業の周知でございますが、各集落には集落ヒアリングを実施する際の事前案内の中で事業内容を周知させていただいております。また、各土地改良区の理事会におきましても事業の紹介をさせていただいております。

今後、事業を計画される集落におかれましては、農地の所有者、耕作者から事業に対する理解を得ていただく必要がございますので、集落内での十分な話合いと理解の上で計画をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

近年、毎年のように全国各地で大規模災害が発生して、災害に対して緊張感を常に持ち合わせていなければならないと感じております。事前の備え、瞬時の対応をしっかりと行うために、町として持続可能な取組をぜひともお願いします。

また、観光客誘客につきましても、一人でも多くの方が若狭町へ来られ、町の活性化、財政にも反映できますことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

6番、藤田正美君。

藤田正美君の質問時間は、11時56分までとします。

○6番（藤田正美君）

私からは、大きく2つの質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1番目の質問ですが、令和4年12月に説明、報告がありました「第2次若狭町総合計画（中期基本計画）施策案」より、人口減少化による集落自治会の運営問題についてお伺いします。

原案では、将来も住み続けられ、心ゆたかで幸せな暮らしの実現、計画目標として、住基人口減少率は、5か年後には現在より5.2%増加を掲げています。また、基本戦略として、「次世代の活動環境を創造する」・「地域の力を高める」を柱として、様々な計画、施策に取り組み、推進していかれるものと期待をしております。

その中で、政策目標には、「幸せあふれる集落でいつまでも住み続けられるまちへ」とあります。しかしながら、若狭町の現状は、「地域づくり・住みよい集落づくり」に関して、集落自治会の区長、各役員のなり手が足りないために、特定の人に大きな負担

を強いられていることの現実問題を抱えています。

ある集落では、区長を2回、3回と務め、働き盛りの若年層にまで選任がされています。昨今の就労形態も複雑になり、土・日曜日にもシフト制で出勤し、休日が決まっていないなどの理由で集落自治会行事の活動参加に同調できない方もおられます。

また、集落に必要とされる委員の要請を割り当てられていることで、委員、役員の数が総体的に多くなり過ぎていることから、幾つもの役員を兼務しています。

中期基本計画では、これらの業務負担軽減対策やスリム化についての施策方針案が含まれておりません。

また、地区活動での「老人クラブ」や「女性の会」、「壮年会」などでは、メンバー不足により、やむを得ない不参加や集落対抗スポーツ大会の出場なども選手不足で参加できないでいる集落もあります。

このような限界集落に新たな移住者を受け入れることは困難であり、移住・定住・Uターンの促進に対して大きなネックとなっていることと思われます。

今後の地域条件や実情に合わせた集落自治会の在り方についてどのようにお考えか、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

まず、日頃、集落の自治会運営について御尽力をいただいております区長様はじめ役員の皆様方、また集落区民の皆様方にこの場をお借りしてまず感謝申し上げたいと思います。

若狭町といたしましても、人口減少が一番の課題であるというふうに認識をしております。この人口減少につきましては、若狭町が合併いたしました平成17年の人口が1万6,780人に対し令和2年の人口が1万4,003人と15年間で約16.5%の人口減少をしております。そのうち、直近の平成28年から令和3年の6年の間では、実に10.4%の人口が減少していることになっております。

そのような中で、本年度よりスタートいたしました第2次若狭町総合計画（中期基本計画）は、「幸せ」をキーワードにあらゆる分野で政策目標を掲げ、事業を推進することにより、人口減少率を現状の半分に抑制することが数値目標となっております。

その中でも地域づくりに関する政策目標では、集落活動の活性化支援や地域づくり協議会の活動支援など住みよい集落づくりの施策を掲げております。特に集落活動の活性化支援の施策につきましては、今後も暮らし続けられる集落となるために、住民の皆様

と行政が役割を分担しながら、協力して取り組み、集落の地域条件や実情に合わせた活性化の取組を促進していくこととしております。

また、議員御考察のとおり、各集落には様々な課題があり、今後の集落の在り方も多様であると認識をしております。それら集落の課題を明確にし、集落と行政が協力をして課題を解消するため、全ての集落において、平成２３年から集落計画を作成していただいております。

この計画では、今後、集落の人口が減少する可能性が高い中で、集落運営の問題や空き家問題、集落行事の存続問題など様々な課題を把握していただき、集落自らがその課題解決に向けて考えるとともに、町との協働により、その集落に適した今後の在り方でもある集落の将来の目標を定めた計画となっております。

現在、第３次集落計画につきましては、令和３年から３年目を迎えており、８月末に実施いたしました集落ヒアリングでは、この計画の進捗状況を区長様と確認をする機会を設け、達成度合いも共有をさせていただいております。

今後も個々の集落課題の解消に向け、第３次集落計画を活用した集落ヒアリングを通して、集落の生の声を聞きながら、状況を把握するとともに、SDGsの理念の浸透を図り、協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○６番（藤田正美君）

ありがとうございます。集落活動の活性化支援として、各集落に第３次集落計画を提出いただいて集落問題の状況を確認しているとの御答弁でした。その上で、活動推進に必要な費用の補助をするとのお考えと受け止めました。

しかしながら、若狭町の集落は多数世帯の集落と少数世帯の集落の格差が著しいことで、その恩恵を受けることが難しい集落自治会が発生し、必ずしも平等とは言えません。たとえ集落ヒアリングで住民の生の声を聞いて現状を知ったとしても、多くの場合はハード面での要望は上がってはいるとも思われますが、集落自治会の運営存続に関しましては、各集落、自治会自らがその問題を考えてくださいとの御答弁でした。

町との協働としては、寄り添った内容になりますように、今後とも集落活動の活性化に向けて、よりよい施策を執行していただきますようお願いいたします。

次に、快適に暮らせる住環境整備についてお伺いします。

新たに若狭町に定住し暮らそうとする場合に住居を第一に考えなければなりません。若狭町の住対策については、町営住宅や住宅用地の提供、空き家活用の推進、スマート

エリアの整備などがありますが、果たして短期間に普及させるだけの大きな魅力となっているのでしょうか。

ところで、若狭町にはいまだに分譲マンションがありません。若い世代の方には、いきなり新築住宅に住むだけの余裕がない方もおられると思いますが、取りあえず分譲マンションがあれば、購入し、その後に個人住宅に移転する、あるいは転勤を控えている方などには、資産価値があるので、転売もでき、好都合にもなります。

一方で、いきなり20世帯以上の住民確保が可能となり定住人口が増えることになります。若狭町内でも、民間不動産業者の誘致をして、そのための建設用地確保と提供を推進してはどうでしょうか。

また、国内では、近年、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）やPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）、その官民連携方式により、民間事業者が公共施設等の建設をして行政側がその施設を使用する政策を導入している自治体も増えております。当町でも、このようなPFI方式を導入して、階下には民間保育園や学習塾、福祉行政サービス施設その他、上階には民間分譲マンションで住民世帯数の増進を図るとした構想案を御提案します。

先進モデルとしては、鹿児島県鹿屋市では、「桜ヶ丘子育て支援住宅整備PFI事業」として、民間の放課後学童施設と子育て世帯を対象としたママカフェなどが入居した高層住宅があります。

また、岩手県紫波町では、PPP施設「オガールタウン」として民間宿泊施設などがあり、オリンピックでも正式採用されている認定床材を使用した日本初のバレーボール専用コートの体育館が近くにあり、全日本選手権クラスの合宿地として、まちおこしをしております。また話題となっております。

PFI方式では、民間の資金力や経営能力を活用し、優れた公共サービスを提供でき、民間主導で行い、契約で明記されている以外の費用負担がなく、第三セクターとの違いでは、行政が損失を補填する必要はありません。

そこで、二つ目の質問ですが、子育て世帯の定住人口増進に向けた民間活力の導入について、町長の御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えをいたします。

快適に暮らせる住環境の整備は、今後の移住・定住意識や住民の皆様の満足度にも直

結するものと考えております。

これまで若狭町では、住環境の整備を積極的に進め、宅地分譲や戸建て分譲、町営住宅や空き家の活用など多くの取組を行っており、分譲住宅用地につきましては、旧町の頃より414区画を分譲し、現時点での残区画数は4区画となっております。410世帯が若狭町に定住をしていただいております。

また、若狭町が所有している町営住宅は、戸建てが27棟、アパートが36室と一時的に住まわれる方向けの住宅を用意し、その後の定住に向けて活用をしていただいております。

さらに、空き家の活用につきましては、これまで空き家情報バンクに132軒の空き家が登録され、そのうち92世帯の方に購入もしくは賃貸で定住をしていただき、活用されております。

そのような中で、現在、JR上中駅周辺エリアで、空き家や空き地の再整備と各機能の充実により、定住人口の確保と持続可能な地域づくりを目的に、快適に暮らせる住環境整備となるスマートエリア構想を実施しております。この構想では、エリア内に点在する空き地を整備し、有効活用していくもので、町が小規模分譲地をモデル的に整備することにより、今後の民間による造成を促す契機として、空き地を有効活用したコンパクトシティ化による持続可能な地域づくりを目指すものです。

また、議員御提案の複合分譲マンション構想につきましては、地価が安く、空き地が多くある若狭町でマンション形式の部屋に分譲に需要があるのか、建設から管理までを実施してくれる民間事業者があるのかなど多くの懸念や課題が考えられますが、官民連携による先進的なモデルを参考に、PFIやPPP方式等を導入し模索するなど、若狭町にふさわしい民間活力を活用した、生かしたまちづくりが必要であるということも認識しております。

これからの町の住環境整備につきましては、これまでの経験を生かし、「新たに住みたくなる」、そして、「これからも住み続けたくなる住環境づくり」を推進し、若い世代から高齢者の皆様まで安心して住み続けられるSDGsの理念にも沿った住環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

スマートエリア構想は中・長期的には利用者もあると思います。これからの若狭町にとって、希望が持てる若い世代、子育て世帯の方は、住居の十分なスペースと就労先

への通勤アクセスが重要だと考えられています。若狭町は、敦賀市から小浜市、高浜町までの通勤圏内であり、東西の中間で立地的には条件がいいところです。しかし、町内の賃貸アパートに住むにはスペースも限られており、不満もあり、また財産価値もありません。

現在、分譲マンションを希望する方には、敦賀市内に集中していますので、そのような方は必然的に若狭町を離れることになります。これでは将来にわたって人口減少に影響してまいります。

P F I は民間資本ですので、計画がすばらしいと認められた場合は、出資者の賛同も集まるなど幾つものメリットがあります。北陸新幹線開業後は敦賀市の地価も上昇すると思われますので、当町は建設コストでも価格は抑えられ、駐車場スペースの確保ができることで業者誘致に優位となり、期待が持てます。国庫補助に頼らず、町の自助努力で住宅開発整備に民間活力の導入を積極的に取り組んでいただき、人口増進と定住化につながりますようお願いいたします。

次に、「安全・安心を共同で築く幸せなまちへ」について質問させていただきます。

第2次若狭町総合計画には、「協働で守る地域防災と防犯」として、防災体制の整備と防災意識の高揚などが掲げられています。

若狭町内では、集落単位で集落自衛消防団が組織され、防火の見回りと貯水槽の点検、上中消防団の操法大会参加や災害時の出動に備えて常日頃より防災訓練を行っております。集落自衛消防団の災害時出動については、台風や水害などの自然災害発生時には、各集落自治体で組織されて、おのこの発令、出動体制が決められております。

そこで、質問ですが、水害で浸水した場合の土のう積みや独居老人への避難誘導、崩落土砂災害の救助などの有事の際に発生した事故に被災した場合の障害補償については、集落自治会に委ねられているのが現状で、補償対応の負担が難しく、ほとんどは保険未加入ということです。

若狭町として、集落自衛消防団の被災補償の対応についてどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、自衛消防団の被災補償につきましてお答えをいたします。

災害時の現場対応につきましては、敦賀美方消防組合と若狭消防組合において、消防署員や消防団が出動することで迅速かつ確実な対応に当たっております。しかし、近年

の未曾有の自然災害などが広範囲に発生した場合には、全ての現場において迅速かつ確実な対応は困難なことが予想されます。そのため、住民の皆様の自助・共助の取組が必要であり、その中でも自衛消防団の存在は、各集落における安全・安心を築く重要な組織になっていると認識しております。

消防や水防の災害活動につきましては、町や消防などからの要請により活動をされ、けがなどをされた場合には災害補償の対象となります。

また、集落内における火災につきましては、消防法第25条第2項の規定により、火災の現場付近にあるものは、消火もしくは延焼の防止または人命の救助に協力しなければならないと定められており、消防が現場に到着し引き継ぐまでの間に消火活動でけがなどをされた場合には補償の対象となります。

自衛消防団につきましては、あくまでも集落の組織として、集落内における災害の初期制圧や警戒活動となりますので、障害補償などの対応につきましては、集落により対応をお願いしたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

ありがとうございました。若狭町としては、区自治会での組織であるために、自己責任として認識して、被災に遭わないための避難を最優先に行動してくださいとのお考えと受け止めました。

私は、上中消防署にて消防署の災害補償に関する政令について問合せをしましたけれども、やはり、登録されている消防分団以外の人に対しては、条件が伴っていない場合の補償対象には当てはまらないとのことでした。

他市町に誇れるせっかくの自衛組織消防団ですので、機動出動対応としてではなくて訓練や点検、防災意識向上だけでしか目的を果たせないことにならないように、住民の安全・安心となる若狭町独自の条例を制定して、毎年度で賠償金の積立てをするなどをして、被災者賠償ができるような施策を御検討いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

次に、2番目の若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業について質問させていただきます。

若狭町の観光振興施策により、河内に開業予定の若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業「お花見広場」は、北陸新幹線敦賀駅開業に間に合わせられるよう工事期間の完成の期日が間近に迫っております。

整備工事開始以後にもたびたびの工事プランの設計変更と、それに伴って補正予算の追加がされておりますが、工期日程への影響など工事の進捗状況はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

佐野観光商工課長。

○観光商工課長（佐野明子君）

それでは、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業「お花見広場」野外活動交流拠点整備工事の進捗状況につきましてお答えいたします。

お花見広場につきましては、令和２年度からの若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業の中で整備を進めてまいりました。今年度は令和４年度繰越事業といたしまして、また民間事業者の発注工事と調整をさせていただきながら整備を進めております。

町が基盤整備を進めました公園全体整備工事、給排水設備工事、管理棟等建築工事につきましては、既に工事は完了しております。

民間事業者の発注工事でございますが、キャビン棟内の水回り接続工事は、一部、町施工の工事として残っておりますが、そちらも９月中旬に完了予定となっております。

１０月１５日のキャンプ施設「山座熊川」のオープンに向けまして準備を進めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○６番（藤田正美君）

相当の予算を投じて整備された大事業ですので、今後の維持管理と安全対策もしっかりと継続していただきますようお願いいたします。

次に、お花見広場の進入アクセス道路についてですが、お花見広場までの通行道路（町道３３１０号線）は、のり面に防護柵設置の工事施工がされるということで安全対策工事が施工されますが、ほかには、進入アクセス道では、現時点で通行の妨げになるような問題となることはありませんでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

竹内建設課長。

○建設課長（竹内 正君）

それでは、お花見広場へのアクセス道路につきましてお答えいたします。

お花見広場までの道路の一つで、仮屋谷川の右岸に位置する町道３３１０号線への防護柵設置工事につきましては、本年７月の議会臨時会で工事請負契約の締結を御承認い

ただいたところでございます。この道路防災工事につきましては、お花見広場にお越し
いただく多くの方々の通行の安全を確保するために行うもので、年内の完成を目指して
実施しているところでございます。

この工事期間の通行につきましては、当路線の幅員が狭く、工事に支障が出るることか
ら通行止めにしており、対岸の道路である町道 3 3 0 1 号線をアクセス道路として利用
していただいております。しかし、この対岸の道路も幅員が狭く自動車同士のすれ違い
が困難なことから、工事期間中は工事用の信号機を設置し、通行規制を行っております。

また、この道路につきましても、通行の安全確保のため、来年度に道路防災工事を計
画しており、この際には、現在工事中の町道 3 3 1 0 号線をアクセス道路として、工事
用の信号機を設置し、通行規制をかけることになります。

この2か年にわたる工事期間中は、このような通行規制で大変御不便をおかけいたし
ますが、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、道路防災工事が完成した後、お花見広場へのアクセス道路としましては、河内
大橋を渡った白石神社前からの道路をお花見広場への入口ルートとし、対岸の道路を出
口ルートとする一方通行の道路にして、地元の御協力を得ながら通行の安全を確保して
まいります。御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6 番（藤田正美君）

山間地域で難しい条件の通行道路でございますので、安心・安全をどうぞよろしくお
願いします。

次に、事業所開業後の運営について伺います。

当初、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業は公民連携推進事業で計画がスタ
ートしました。

開業後は、第三セクター「株式会社クマツグ」で事業運営を進めていくことになって
いますが、当面の間の集客イベント計画や運営内容などはどのようなものか、伺いま
す。

○議長（辻岡正和君）

佐野観光商工課長。

○観光商工課長（佐野明子君）

それでは、お花見広場に、この秋、オープンいたしますキャンプ施設「山座熊川」の
運営につきまして、御説明させていただきます。

若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業では、お花見広場の整備以外に熊川宿から若狭駒ヶ岳を結ぶ約11キロのトレイルコースの整備と併せまして、コース途中の休憩ポイントとなる溪流広場、ピクニック広場、若狭森林公園の3か所にユニットトイレを、また、若狭森林公園には避難小屋を整備しております。

熊川城跡周辺に3か所の展望デッキ、道の駅「若狭熊川宿」西側にトレイルゲートウェイとして、テラスや芝生広場、SUPやカヤックなど湖面アクティビティが楽しめるアウトドア・アクティビティ施設「山座熊川Outdoors Base（アウトドアズベース）」を整備しております。

今後は、キャンプ施設「山座熊川」の運営事業者でございます株式会社クマツグによりまして、キャンプ場を中心に、これらの施設を活用しながら、トレイルやダム湖での湖面アクティビティ、グラベルロードバイクなどを組み合わせ、四季折々の自然が楽しめるツアー造成をはじめ、教育旅行や周りの自然を生かしながら、心身の健康増進を図る「ウェルネスツーリズム」としての社員研修もターゲットに展開していくと聞いております。

来年3月16日には北陸新幹線敦賀開業、また、令和7年春には大阪・関西万博が開催されます。

今後、河内川ダム周辺の豊かな自然の中での周遊・滞在につながるアクティビティの拠点として、国内外からの観光の目的地となるよう、さらなる誘客を図り、町及び地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

豊かな自然の中でのアクティビティ拠点としての機能を満たすべく、多くのメニューを用意して運営計画がなされているようでございます。

今後とも若狭町の観光目玉となれるよう、どうぞよろしくお願いいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時32分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

2 番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、12時32分までとします。

○2 番（川島富士夫君）

皆様、御苦労さまでございます。公明党の川島です。

通告書に従い、大項目で3点、質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目の1点目、がん検診について幾つか質問をさせていただきます。

健康診断は、生活習慣病をはじめ様々な病気の早期発見・早期治療はもちろん、病気そのものを予防することを目的に行われています。自分では自覚できない症状や忍び寄る病気を見逃さないためにも定期的に受診することが大事です。

がん検診は、がんの早期発見を目的とした検診ですが、2021年のデータによりますと、日本人の死因の第1位が「悪性新生物」、いわゆる「がん」、第2位が「心疾患」、第3位が「老衰」、この3つで全体の半分以上を占めています。特にがんで亡くなった人が38万人を超え、死亡率にすると26.5%です。実に日本人の3人から4人に1人ががんで亡くなっています。がんは早期に発見すれば、そのがんによる死亡減少をさせることができます。本町でも毎年、特定健診とがん検診をセットにした集団検診を実施していただいています。

検診にかかる費用の多くが公費で負担されており、少ない自己負担で検診が受けられています。私も先日受けました。今は結果待ちで、少しドキドキしています。

では、お伺いします。

本町の最近10年間のがん検診について、受診件数と受診率を含めた状況の説明をお願いできますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、がん検診の受診件数についての御質問にお答えします。

がんはあらゆる病気の中でも最も死亡率の高い病気で、長年、日本人の死因の第1位を占めており、日本では2人に1人が罹患し、3人に1人が死亡すると言われております。一方で、現在は検査法や治療法が進み、早期に発見し治療すれば、がんは治せる病気になっております。この病気は、初期にはほとんど自覚症状がないことから、検診を

受け、早期に発見することは大変重要なこととなっております。

がん検診については、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5種類の検診がございます。これらを合計しました最近10年の受診件数を申し上げますと、平成25年度が4,933人、平成26年度が5,480人、平成27年度が5,357人、平成28年度が5,160人、平成29年度が4,640人、平成30年度が4,555人、令和元年度が4,551人、令和2年度が3,571人、令和3年度が4,199人、令和4年度が4,664人となっております。

本町におきましては、各がん検診の受診率について、目標値を国、県と同じく50%に設定しております。県独自調査における若狭町の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年度は落ち込みましたが、徐々に回復しており、令和4年度の全体の受診率は60.2%と目標値を達成しております。

各がん検診におきましても、肺がんが48%、胃がんが30.7%、大腸がんが51.5%、子宮頸がんが97.7%、乳がんが94.7%となっており、肺がんと胃がん検診以外は目標値を達成している状況となっております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。御答弁にもありましたが、厚生労働省はがん検診の受診率50%を目標に掲げています。ただいま本町の受診率をお聞きしましたが、すごいです、驚きました。

では、これまでこの受診率を向上させるためにどのような取組をされましたでしょうか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、受診率向上についての御質問にお答えします。

本町の各種検診につきましては、各集落の保健推進員の皆さんにお世話になり、受診の勧奨、申込みをお願いしております。

そこで、保健推進員を中心に、がんについての研修会を開催し、検診受診の重要性を御認識いただくことで受診勧奨を高めております。今後におきましても、このように組織的な活動を進めてまいりたいと考えております。

また、先般、がん保険の販売を主とするアフラック生命保険会社と包括連携協定を締

結させていただきました。

本町では、同社のほか、保険会社等と健康づくりを一つのテーマとした協定を結んでおり、今後、各種イベントの啓発活動など民間事業者と連携した健康づくりを推進し、住民の皆さんの健康意識を高めていただく中で、がん検診の受診率向上にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。官民連携で町民の皆様の健康づくりを推進し、今後も受診率の向上に努めていただけるということですので、期待したいと思います。

ここで、御提案ですが、がん検診を5回、10回と受けられた方に商品券などを特典としてつけるというのはいかがでしょうか。さらに受診率が上がるのではと思いますが、御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、受診者への商品券配布についてお答えいたします。

本町では、40歳、50歳、60歳の節目年齢の方はがん検診を無料で受診できることとし、受診を勧めております。議員御指摘のとおり、がん検診を受診された方に報酬物を付与することは、定期的受診への意欲向上に効果的であると考えております。

本町では、「健康チャレンジ事業」として、歩数、体重、血圧のいずれかの測定を一定期間継続すると、減塩商品などをお渡しする事業を実施しております。

現在は主に手帳や紙に記録して実施しておりますが、今後はデジタル化を図り、スマートフォンなどで運用することを検討しております。

これに併せまして、その内容につきましても、これまでの歩数などに加え、がん検診を含む各種検診の受診や健康イベントなどへの参加の項目も追加し、実践者にはポイントを付与するなど、誰もが気軽に参加し、楽しみながら健康づくりができる仕組みを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。高齢化社会が今後も続きます。健康で長生きしたいというの

が本音だと思います。がんは早期発見、早期治療で防げるがんになります。それだけではありません。加えて、経済的な負担を大幅に軽減することもできますようです。

国立がん研究センターが先月 1 日に発表した推計によりますと、2015 年時点でのがん患者数などを基に、直接的な医療費や死亡・罹患による労働損失を足して負担額を算出したところ、予防可能ながんに 1 兆 2 4 0 億円を要していたということです。

これを受け、国立がんセンターは、「がん検診は命を救うだけでなく経済的負担の軽減にもつながることが期待される」と言っています。町民の皆様は年に一度はがん検診を受けていただきたいと切に願ひまして、次の質問に移ります。

がん検診からは外れます。お許してください。

現在、65 歳以上の御高齢者の方に季節性インフルエンザワクチン接種費用の一部を公費負担していただいております。私も高齢者の一人として大変ありがたく感じているところではございますが、嶺南市町で公費負担を比較したときに、大変申し上げにくいのですが、本町が一番少ないようです。ですので、個人負担がもっと軽減するよう御検討願えないでしょうか。御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者の方は、インフルエンザに感染することで、肺炎を併発し、死亡につながる人が多いことから、重症化予防のために予防接種を推奨し、接種体制を当町といたしましても整えております。

その中で、個人の経済的な負担を軽減し、感染対策を図るため、これまで接種者には 2,700 円の自己負担金をお願いしておりましたが、今年度から 1,800 円の自己負担金で接種できるよう、今議会において、助成額増額の補正予算案を上程させていただいているところでございます。

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のみならず、住民の皆様の健康をしっかりと守っていけるよう引き続き感染症対策に万全を期して取り組んでまいります。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2 番（川島富士夫君）

ありがとうございました。多くの方に喜んでいただけたと思います。感謝します。

感謝ついでに、前から訴えております带状疱疹ワクチン接種費用についても何とか公

費で御支援していただけるよう御検討をお願いし、期待も膨らませて、次の質問に移ります。

大項目の2点目です。通告書では、「L G B T Q理解増進法について」としていたのですが、正式には「L G B T理解増進法」というのが正なので、本日の一般質問では、「L G B T理解増進法について」ということにさせていただきます。

L G B T理解増進法について、幾つか質問をさせていただきます。

さきの通常国会において、L G B T理解増進法、こちらも正式には長い名前で、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」といいますが、これが成立しました。

今後、様々な施策が出てくると思いますが、本町は、L G B Tの理解を増進するためにどのように取り組むおつもりなのか、御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

今年6月23日に公布、施行されました「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、L G B T理解増進法は、性的指向や性自認の多様性に関する国民の理解を広め、施策を推進するために基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割などを明らかにし、全ての国民が互いに人格と個性を尊重し合い共生する社会を実現するものと考えております。

そして、地方公共団体の役割といたしましては、地域の実情を踏まえ、国との連携を図りながら、住民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力と定められております。

若狭町では、これまでから、性の多様性を含め、いじめや差別をなくそうと人権尊重のための啓発活動に取り組んでおり、これからも住民の皆様への理解を深めることが必要であると考えておりますが、第12条に「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意する」と定められていることから、若狭町といたしましても、住民の皆様の様々な御意見や気持ちに寄り添いながら理解増進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。一部の自治体や企業、各種団体においても先駆的にL G B Tのための制度を創設していますが、その思いとは裏腹に、当事者の方の利用はほとんど増加していないという現実もあるようです。そんな中、県はこの秋にパートナーシップ宣言を行おうとしています。他の市町の中にも追随するところがあるようですが、本町はどうするおつもりなのか、御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

福井県では、パートナーシップ宣誓制度を今年の秋ごろの導入に向け取り組んでおられます。また、県内の他市町においてもパートナーシップ宣誓制度導入に向けた動きをされておられることも承知をしております。若狭町といたしましては、現時点で町独自のパートナーシップ宣誓制度の導入は考えておりませんので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。L G B T理解増進法は、差別の禁止ありきではなく、あくまでもL G B Tに関する基礎知識を全国津々浦々に広めることで国民全体の理解を促す底上げ型の法案になっています。この地域住民の底上げの一つとしてパートナーシップ宣誓制度を導入した勝山市が研修会などを積極的に行っています。本町でもこういった取組をしてみてはいかがかと思いますが、御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

県内でパートナーシップ宣誓制度を導入した市では、性の多様性を理解するための研修会や啓発活動に取り組んでおられます。若狭町では、今年1月に男女共同参画推進協議会が、L G B Tのことをみんなに知ってもらうための活動をされているY o u T u b e r「かずえちゃん」を講師に迎え、誰もが自分らしく生きていける、まちづくりについて考える講演会を開催しております。

今後、L G B T理解増進法に基づき、国や県との連携を図りつつ、住民の理解を増進することが重要であり、誰もが性の多様性について理解を深められるよう啓発活動に取

り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。私見ですが、LGBTを含めた性の多様性を町民の皆様に理解してくださいと言っても、すぐに理解できるものではないと思っています。

その理由の一つとして、日本の歴史的要因や文化的な背景が強く影響していると考えからです。しかし、近年、性の多様性に対する関心や理解が広がりを見せ始めているのも事実です。いろいろな団体や個人が啓発活動や情報の発信を行っています。法律が成立した以上、本町も町民の皆様に理解を求めなければなりません。教育現場への啓発も必要だと考えます。今後、様々な取組を御検討していただけることに期待をして次の質問に移ります。

大項目の3点目、最後です。

学校図書館について幾つかお伺いいたします。

最初に、学校図書館の利用状況について、現状はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、学校図書館の利用状況についてお答えします。

現在、学校図書に関する取組は学校によって様々であり、これまでの紙媒体による図書のほか、GIGAタブレットを使って読める電子書籍サービスを試験的に導入し、新たな読書環境を体験するなどの試みも展開している学校もあります。

今回の学校図書館の利用状況につきましては、紙媒体の図書の貸出し状況として、学校図書館における1人当たりの年間貸出し冊数についてお答えさせていただきます。

まず、小学校ですが、年平均で児童1人当たり95冊、中学校では年平均で生徒1人当たり5冊となっております。国が実施しました学校図書館の現状に関する調査結果では、学校図書館における1人当たりの貸出し冊数は小学校で49冊、中学校で9冊となっておりますので、当町の状況と比較しますと、小学校の利用率は非常に高いものの、中学校になると貸出し冊数が激減するという傾向は全国同様の状況となっております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。本町の小学生はそんなに読んでいますか、すごいことです。関心しました。全国平均はもっと少ないです。2020年版読書世論調査、毎日企画サービスというところが調査したんですが、それによりますと、読書は大切という認識はあるものの、読書の習慣が根づいていないというのが現状であるというのが浮かび上がりました。実に1か月間、全く読書していない、しないという生徒が51.5%を占めたということです。年齢が増すほど読書しない人も増える。この調査から、生徒をはじめ若者の読書離れが顕著だということが分かります。

では、若者の読書離れというのはいつ頃から始まったのでしょうか。1977年の東京新聞の一面に初めて「若者の読書離れ」という言葉が登場したと言います。当時20歳だった若者は現在66歳になっています。現役世代の全員が読書離れでしょうか。子どもたちが最も身近に本との出会いをつくるのが学校図書館だと考えます。あと中学生にももっと読書を勧めたいです。

次に、お聞きしたいのは、学校司書の配置について現状はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

学校司書につきましては、平成26年6月の図書館法改正により、学校に配置するよう努力義務が課せられておりますが、現在、当町では配置しておりません。

町内の各小・中学校では、学校図書館の運営に関する総括的な役割を担うものとして図書主任を選定し、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場として環境を整えるよう努めております。

また、児童生徒が利用する学校図書館の専門的職務を担う教諭として司書教諭があります。司書教諭の業務については、本の貸出しや返却などの業務のほか、資料の整理や検索や照会など一般的な司書と基本的な部分は同じであり、町内小・中学校には資格を有する教諭が14名おります。

司書教諭については、学校図書館法により、12学級以上ある学校には配置しなければならない義務がございますが、当町においては、条件に該当する学校はありません。

当町では、図書主任を中心として、学校によっては、司書教諭の協力を得ながら、学校図書館の整備、運営をしております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。今のところ学校司書の配置はしていないが、図書主任の先生が司書教諭の資格を持った先生と協力しながら学校司書の仕事をされているとの御答弁でした。分かりました。

次に、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」、以下「5か年計画」と言います、これには、学校図書館の役割についての記載があります。これについて御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えいたします。

第6次学校図書館図書整備等5か年計画では、子どもたちの主体的、対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割が期待されているところです。

当町におきましても、国が定める学校図書館ガイドラインに沿って、可能な限り児童生徒や教職員が読書や学習の場として最大限、自由に利活用できるよう児童生徒の登校時から下校時まで開館しているところです。

また、児童生徒の興味や関心などに応じて、自発的、主体的に読書や学習を行う場として、学校図書館に所蔵していない必要な図書や資料がある場合には、パレア図書館やリブラ図書館と連携しながら図書の確保と活用に努めております。

学校図書館は、学校図書館法に規定されておおり、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることから、図書主任を中心として、図書館資料の収集、整理、保存を適切に行い、児童生徒の健全な教養を育成する場として今後も環境整備に努めていきたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。5か年計画では、学校図書館が充実し、その役割を果たすことで読書好きの子どもを増やし、確かな学力、確かな人間性を育むなどが期待できるとしております。引き続き、学校図書館の充実に努めていただきたいと思います。

同じく5か年計画には、学校図書館の整備についての記載もありますが、これについての御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

第6次学校図書館図書整備等5か年計画では、学校図書館図書標準を達成、図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配属拡充など学校図書館の整備充実を推進することとしております。

学校図書館図書標準の達成については、小・中学校において、古くなった本を新しく買い替えることを促進し、学校図書館図書標準100%整備を目指すとしており、当町においても計画に沿った図書の整備を進めていきたいと考えております。

また、新聞の複数紙配備につきましては、児童生徒の必要な資質、能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を目標としておりますが、当町におきましては、未達成であることから、今後、学校とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、学校司書の配置については、小・中学校におおむね1.3校に1名の配置を目標としておりますが、現段階では図書主任が同様の役割を担っていただいていることから、今後、状況を見ながら配置の検討をしたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。5か年計画には、学校図書館を充実させるには蔵書や人材の充実が不可欠であるとしています。

御答弁では、本町では、現在、教諭が図書主任を兼務しながら学校司書のする仕事をしているということです。

次に、この5か年計画と並行して、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」が今年、更新され、第5次版としてスタートをしています。その中に、子どもたちに読書活動を推進するための記載がありますが、これについて御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

子どもの読書活動を推進するためには、子どもたちが本に接するための環境整備が重

要であり、日頃から読書習慣の形成を促すとともに、探究的な学習活動での学校図書館等の利活用など主体的に読書に興味、関心を持てるような取組を推進する必要があるとございます。また、デジタル社会に対応した読書環境の整備として学校図書館のD Xを進めることも重要であると考えております。

学校図書館と図書館が連携することや、個々の発達段階や状況などに応じて紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できるような体制なども検討していく必要があると考えております。

今後も子どもの視点に立った読書活動の推進を図っていききたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。子どもたちがみんな「読書が好き」になるよう推進をお願いします。

次に、先ほどの御答弁の中にもありました学校図書館図書標準、これは公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準を学級数に応じて定めたものですが、これについて、本町各小・中学校の達成率をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

学校図書館図書標準とは、学校の規模に応じて整備すべき冊数を定めたもので、算出方法としましては、特別支援学級を含めた学級数に国の係数を乗じて算出するものでございます。

それを踏まえた上で、各学校の学校図書館図書標準冊数と達成率についてお答えいたします。

令和4年度末で、三方小学校は6,040冊に対し67.8%の達成率、気山小学校は5,560冊に対し129.5%の達成率、梅の里小学校は5,080冊に対し51.5%の達成率、みそみ小学校は5,560冊に対し87.3%の達成率、鳥羽小学校は6,040冊に対し127.9%の達成率、瓜生小学校は6,040冊に対し105.7%の達成率、熊川小学校は4,040冊に対し146.1%の達成率、三宅小学校は5,560冊に対し133.8%の達成率、野木小学校は5,560冊に対し98.9%の達成率、三方中学校は9,600冊に対し73.5%の達成率、上中中学校は1

万160冊に対し59.5%の達成率となっております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。100%をはるかに超えている学校もあります。優秀です、驚きました。令和元年度に文部科学省が実施しました学校図書館の現状に関する調査の図書標準達成率を見ますと、福井県内の小学校が約77%、中学校が約66%ですので、本町は大変、優秀だと言えます。

次に、学校図書館ガイドラインというのがありますが、この中に学校図書館の図書資料の廃棄、更新についての記載があります。本町はどうされていますか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

図書資料の廃棄、更新についても、各学校の図書主任を中心に実施していただいております。著しく年数のたったものや損傷が激しいもの、また、時代にそぐわない図書などについては廃棄しており、図書によっては寄贈したりする場合もございます。

更新については、毎年の図書購入予算により、新書、新刊本を購入している状況でございます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。図書資料の廃棄、更新はしていただいているとのことでした。学校図書館ガイドラインには、「更新することが望ましい」との記載ですので、強いことを言えないのが残念です。

今年の1月22日付の読売新聞に「古い学校図書の更新進まず」という見出しの記事が掲載されました。

それには理由を2つ挙げています。一つは、古くなった本の廃棄を学校に勧めていない自治体が25%ほどあった。もう一つは、国が定める蔵書数、先ほどの図書標準に出た蔵書冊数のことですが、これを下回ることには抵抗感があったとしています。

一方、文部科学省は、子どもたちが古い誤った知識を得たり読書意欲を損なったりしないよう、受入れ後10年が経過した図書は廃棄して新陳代謝をするよう求めています。

本町は適切に新陳代謝を行っていただいていることを信じて、次の質問に移ります。

これも先ほどの御答弁の中にもありましたが、もう少し詳しく教えてください。

国は、目安として、小学校に2紙、中学校に3紙というふうに決めています。本町の学校図書館における新聞配備の状況をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

学校図書館等に新聞を配備している学校については、小学校9校のうち配備している小学校は5校で、2紙配備が3校、1紙配備は2校となっております。

また、中学校では、配備してあるのは1校で4紙配備となっております。

小・中学校で未配備となっているのは5校ございます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。新聞配備について、5か年計画には、「選挙権年齢及び成年年齢の18歳以上への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質、能力を身につけるため、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を図ります」とあります。未配備の5校につきましても配備してほしいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問です。学校図書館整備への予算は十分なのでしょうか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

学校図書館図書標準の達成については、各学校のばらつきがあるものの、学校全体の達成率にしますと、98.3%であり、おおむね基準を満たすものとなっております。しかしながら、小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては音声などを教材に、理科等の教科においては動画などの教材に学習上の効果が見込めるものとして、デジタル教材を図書資料として充実させることが望ましいとされており、今後、新聞配備やDXも含め、学校図書館の充実とさらなる活用と予算の確保に努め推進してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。確認です。5か年計画に図書の更新費、新聞費、学校司書の整備費が昨年から令和8年まで地方財政措置として講じられております。十分なのかどうかは分かりませんが、相当な予算です。ところが、これも今年6月6日付の読売新聞の一面に、学校図書館の充実に向け国が図書購入費として220億円の地方交付税交付金を措置したにもかかわらず、全国の自治体で図書購入に使われたのは6割弱の126億円にとどまることが文部科学省の調査で分かりました。

また、交付金の使い道については自治体が決めることになっており、国は使途を指定できないと報じています。本町においてはそんなことはないと思いますが、教育委員会と学校が一体となって、学校図書館の整備について御検討をいただき、図書を更新しながらの図書標準の達成、新聞の複数紙の配備、学校司書の配備をしっかりと進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

再開は、1時15分からとします。

（午後 0時14分 休憩）

（午後 1時12分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

11番、坂本 豊君。

坂本 豊君の質問時間は、2時13分までとします。

○11番（坂本 豊君）

私からは、1項目だけ、一般質問というよりかは提案をしたいなというふうに思います。

来年の春、北陸新幹線が敦賀まで来ます。敦賀開業の日程も3月16日に決定したみたいでございますけれども、悲しいことに、福井県の知名度は低く、首都圏でもあまり知らない方が多く、ただ、越前というのは、越前ガニのブランドで売られていますので、ほとんどの方が知っておられます。

また、若狭でも若狭湾という、ほとんどそれも地名的には知られております。

そこで、提案ですけれども、「若狭」という御当地ナンバーをつくってはどうかという提案をしたいと思います。

今、全国で走る広告塔として大変魅力があります。正式名称は分かりませんが、御当地ナンバーについて伺います。

御当地ナンバーをつくるための基準があるのか、お聞きます。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、坂本議員の御質問にお答えします。

議員御質問の御当地ナンバーとは、「新たな地域名表示ナンバープレート」の通称で、導入するための基準につきましては、単独市区町村で導入する場合、「地方運輸局の登録者数が10万台以上、または登録車と軽自動車の合計が17万台以上」となっております。

また、複数市区町村で導入する場合は、「当該地域内で登録者数が5万台以上、または登録車と軽自動車の合計が8万5,000台以上」となっております。

○議長（辻岡正和君）

11番、坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

今現在、全国でどれぐらいあるのか、お聞きます。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、坂本議員の質問にお答えいたします。

現在、ナンバープレートの地域表示につきましては、全国で133地域のナンバーがございます。このうち、御当地ナンバーの導入状況につきましては、平成18年10月に初の御当地ナンバーが導入されて以来、現時点で全国46地域が導入されております。

○議長（辻岡正和君）

11番、坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

私は、何年か前に富士山ナンバーを見かけたときに、非常にとっても格好いいナンバープレートだなというふうに思って、富士山の絵に「富士山」と書かれておりまして、とてもすばらしいナンバープレートに見えました。富士山は山梨県と静岡県にまたがっ

ているため、どちらの県にもあるようでございます。

また、観光面でも福井県は恐竜一色で売っておりますけども、若狭地方は何で売るのが非常に大切になってくると思っております。

御食国、食文化の若狭地方でございますので、やはり海の幸、山の幸、湖の幸などおいしい食材がたくさんあります。北陸新幹線開業に向けて、今、福井県は100年に一度のチャンスだと盛り上がっておりますけども、敦賀は盛り上がりがもう一つかなという思いしております。若狭町もPRの一環で御当地ナンバーをつくってはいかがかと、町長の思いをお聞きしたいと思えます。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、坂本議員の御質問にお答えをいたします。

北陸新幹線の敦賀開業日が決定をして、この若狭嶺南地域がこれからますます注目されるということを期待する一方、やはり首都圏はじめ関東圏での「若狭」の知名度不足というのは痛感しているところがございます。

その中で御当地ナンバーの御質問をいただきました。大変、夢のあるお話だというふうにお伺いをしておりました。地域のPRの一環として、御当地ナンバーを導入することにつきましては、全国各地でこの若狭ナンバーの自動車走るということを想像すると、その走る広告塔としても非常に魅力的であり、「若狭」という地域を知っていただく意味でも絶好の機会というふうに感じるところがあります。

その一方で、先ほど御説明をさせていただきましたけども、若狭町の場合ですと、登録車の台数等の要件から、独自での導入は不可能であるということも把握をしております。複数の市町での導入であれば可能でありますけども、その場合、台数の要件から、嶺南全域を範囲として対象地域にしなければならないということがございます。このことから、御当地ナンバーの導入を推進するためには、嶺南の各市町の若狭ナンバーへの名称を変更する、このことの同意と協力が必要となり、その上でアンケートやヒアリングなどのニーズ調査を行い、嶺南地域全域の住民の皆様の同意による合意形成を図る必要が生じてまいります。

北陸新幹線敦賀開業により、若狭地域への注目度が高まる中、今後、導入を検討するとなると、嶺南地域の連携をさらに強めて、御当地ナンバー導入への機運を高めていくことが必要であるというふうに考えておりますし、こういった御当地ナンバーの動きについては、全国各地で見受けられますので、そういった状況も注視しながら、また様々

な手法を取り入れながら、この若狭をはじめ嶺南地域を新幹線開業に向けてPRしていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

これは、若狭町だけではなく、ただ、嶺南地域、人口が非常に少ないので、そこら辺が一番のネックかなという思いはありますけども、若狭地方全体に広く使えると思ってしますので、ぜひこのチャンスに御検討いただきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時21分 休憩）

（午後 1時22分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、2時23分までとします。

○13番（北原武道君）

加齢性難聴と言われますけれども、程度の差はあれ、年を取れば誰でも聞こえが悪くなっていきます。また、障がいによって聴覚が不自由な人もいます。いずれにせよ、難聴は、家庭や社会の中での孤立につながり、うつ病や認知症のリスク要因となります。うつ病や認知症の発症を予防するという観点から、補聴器の使用に補助を行うなど、難聴者への支援を重視する自治体が広がりつつあります。

難聴者への支援について質問をいたします。

身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者には補聴器購入費の助成がございます。手帳が交付されるための要件、つまり、どのような聴覚障がいなら手帳交付の対象になるのか、お尋ねをいたします。

また、補聴器の購入費助成とはどのような内容なのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

聴覚障がいにより身体障害者手帳が交付される要件は、障がいの程度が身体障害者手帳の認定基準に該当するものになります。

聴覚障がい者における障害者手帳は、6級、4級、3級、2級の4段階に分かれて交付されております。最も障がい程度が低い6級の手帳の要件は両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの、これは40センチメートル以上の距離で発声された会話が理解できるかどうかというふうなことでございます。または、片方の耳の聴力レベルが90デシベル以上、もう片方の耳の聴力レベルが50デシベル以上のものとなります。

補聴器購入費助成については、聴覚障がいの身体障害者手帳を所持されている方及び同程度の聴覚障がいがある難病の方に対し、所得要件はございますが、基準額に応じて補聴器の購入、修理に係る費用を助成しております。

購入の際の補聴器の補助基準額については、特例を除き種類に応じて定められております。

基準額を申し上げます。高度難聴用ポケット型4万1,600円、高度難聴用耳かけ型4万3,900円、重度難聴用ポケット型5万5,800円、重度難聴用耳かけ型6万7,300円、耳あな型8万7,000円、オーダーメイドによる耳あな型13万7,000円、骨導式ポケット型7万100円、骨導式眼鏡型12万円、以上が基準額となります。

この基準額のうち、対象者が18歳未満の場合は世帯の収入が、対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の収入が、非課税の場合は10割助成、課税の場合は9割助成となります。

ただし、所得要件がございまして、先ほど申し上げた世帯員のうち、住民税の所得割額が年間46万円以上の方がいる場合には助成の対象外となります。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

40センチメートル離れた人の声が聞き取れない、これが聴覚障がい6級で、この程度より聞こえが悪いと手帳交付の対象になると、おおよそそのようなお答えでございました。つまりこれより聞こえのいい人は中等度あるいは軽度と言われる難聴者で、手帳交付の対象にならないと、このようになろうかと思えます。

では、本町で聴覚障がいによって手帳を交付されている方は何名ですか。そのうち補聴器購入の助成を受けた方は何名でしょうか。また、この助成制度をどのようにお知らせしていますか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

本町において、聴覚障がいにより身体障害者手帳を交付されている方は、8月1日現在で61名となります。そのうち補聴器購入の助成を受けた方は40名でございます。

この助成制度につきましては、身体障害者手帳を福祉課の窓口で新規交付する際に、障がい福祉の各種制度が記載された「障害福祉ガイドブック」を配布することにより周知しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

手帳が交付されている人は61名、そのうち約3分の2の方が補聴器購入の助成を受けたと、このようなお答えでございました。この助成制度は周知されているだろうというふうに思います。

3分の1の方が補聴器を購入していないわけですが、補聴器でカバーできないほど難聴がひどいとか、補聴器の値段が高過ぎるとか、いろいろ理由があろうかと思います。それぞれの人に合わせて補聴器の調整を行うのが難しいというふうに伺っております。補聴器は買ったけれども、うまく合わないので実際には使っていないと、こういう方もいらっしゃるかと思います。聴覚障がい者のうち、補聴器を実際に使用している人は何割ぐらいいるのか、そういった調査も必要かなと思っているところでございます。

ところで、身体障害者手帳の交付対象でない人、そういう人でも難聴で大変困っていると、そういう方はございます。

まず、勉学途上の児童生徒、学生です。40センチメートル離れた人の声が聞こえても、それより離れると聞こえない、これでは先生の声が届きません。そういう児童生徒、学生もいると思います。

それから、難聴の高齢者です。日常生活に支障が伴うということでは身体障がい者とは変わりございません。

これらの難聴者に対する補聴器購入の助成制度はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

身体障害者手帳交付の対象とならない軽度・中等度以上の難聴児に対する補聴器購入費の助成は、「若狭町軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金」として実施しているところでございます。両耳での聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である児童を対象に、補聴器の購入費及び修理費の助成を行っております。

先ほど補装具費の助成で述べました補聴器の基準額のうち、3分の2の額を助成しております。また、この事業におきましても補装用具と同額の所得制限があり、一定所得以上の世帯員がいる場合には助成の対象外となります。

加齢性難聴に対する補聴器購入費の助成については、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものとなるため、現在のところ行ってございません。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

高齢者では、単なる加齢性難聴は駄目けれども、身体障がいに該当すればよろしいと、このようになろうかと思えます。

本町の補聴器購入の助成制度についてお尋ねしてきました。お答えは全て国の制度に従ったものでございました。つまり全国共通のラインであります。これでは不十分ということで、冒頭に申しましたように、自治体独自の支援が広がりつつあるわけでございます。

補聴器の使用は、難聴が進行してからではなく、なるべく早い時期からが望ましいとされております。WHOでは、聴力レベルが41デシベルから69デシベルまでに当たる人、つまり中等度の難聴者が補聴器を使用することを推奨しております。

手帳を交付されている聴覚障がい者に対してはもちろんのことですが、手帳を持っていない人でも、中等度以上の難聴者に対しては、本町でも補聴器の使用を推奨すべきである、私はこのように思いますが、補聴器の使用に関して本町ではどのような指導が行われていますか、お尋ねをいたします。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

現在、聴覚障がいのある身体障害者手帳を所持している方に限らず、軽度、中等度の難聴者に対しましては、町からの指導は行っておりません。しかしながら、相談などがあった場合には、補聴器の使用を含め医療機関などの専門的機関の受診を勧めております。

難聴者への補聴器の使用については、本人または家族が耳鼻科などの専門医師の適切な診断を基に、補聴器の必要性などの指導を受けていただき、判断されるものと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

本人任せ、お医者さん任せと、このような答弁でなかったかと思います。

難聴者は家庭や社会の中で孤立しがちである、それがうつ病や認知症のリスクを伴う、したがって、病気や介護の予防という観点から、難聴者になるべく早くから「聞こえ対策」を講じる、つまり補聴器を使うことが重要になるわけでございます。

今ほど専門医の指導という話がありました。福祉課は上中庁舎にございます。上中庁舎の隣には上中診療所があります。上中診療所には耳鼻咽喉科の先生がいらっしゃいます。先生の力も借りて、早い段階から難聴者の「聞こえ対策」を講じる、このようなシステムを本町で構築してはどうか、私はそのように思うわけであります。

「聞こえ対策のシステム」、この第一歩として、特定健診で聴力検査を実施してはいいかがでしょうか。

補聴器の装着が推奨されている程度の難聴になった高齢者をふるい分けすることができます。聴力検査は特段に経費のかかるものではありません。特定健診で聴力検査を実施することについて、町長の見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えをいたします。

町が行っております国民健康保険加入者対象の特定健診は、高齢者医療確保法に基づく生活習慣病予防を目的に実施しているものであり、この中には聴力検査の項目は含まれておりません。あらゆる検査項目があることが健診には望ましいことではありますが、相談等があった場合、専門医師の受診を勧めるなど加齢性難聴に関する必要な知識を持っていただけるよう啓発を図ってまいりたいと考えておりますが、特定健診では現在の検査項目で実施をさせていただきたいと考えております。

なお、社会保険加入者には労働安全衛生法、学校へ通学されている方は学校保健安全法で、それぞれの職場や学校の健診で聴力検査が必要となっております。

また、新生児は新生児聴覚スクリーニング検査で、未就学児には3歳児健診で保護者が行う検査を基に聴力を確認しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

子どもや職場で働いている人には聴力検査がある、義務づけられていると。国民健康保険の人、つまり高齢者や自営業者など家にいる人には聴力検査がない、このようなお答えだったわけですが、これでは高齢者の孤立を助長しているようなものでございます。特定健診で聴力検査をする必要がある、このことを浮き彫りにするような御答弁でした。将来的には聴力検査をぜひ実施していただきたいと思います。

取りあえず、聴力検査の代わりに、健診の際、「聞こえ」に関するアンケートに答えてもらってはいかがでしょうか。「車のドアを閉める音が聞こえますか」とか、「テレビの音が大きいと言われますか」とか、そういった耳鼻咽喉科の先生の力も借りて、おおよその聴力レベルが分かるようなアンケート、こんなアンケートを実施して高齢者の聴力をチェックする、先ほど申しました、「聞こえ対策」の「町のシステム」、これを構築するのに役立つのではないのでしょうか、提案いたします。検討していただきたいと思います。

日本補聴器工業会の調査によりますと、難聴者の14.4%しか補聴器を使用していないそうであります。補聴器の使用が十分に普及しない理由に、補聴器がかなり高額であること。また、購入しても、その人に合った丁寧な調整をしないと装着の効果が発揮されない、こういったことがございます。

このようなことから、補聴器の購入、さらに進んだところでは、補聴器の調整にも自治体独自の補助を行う市町村が広がっております。

先ほど来申しています、うつ病や認知症予防の観点から、本町でもこのような補助を実施したいものであります。町長の見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えをいたします。

現在、身体障害者手帳を所持されておられる方等に対する補聴器の調整料の助成につ

いては、新たにデジタル式補聴器を購入される際に調整が必要な場合には、言語聴覚士、また、認定補聴器技能士による調整料の助成はございますが、その後の継続的な調整への助成はございません。軽度・中等度の難聴者に対する補聴器の購入費や調整料の助成につきましては、現在のところ行っておりません。しかし、令和4年度に行いました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、聞こえの問題などにより外出を控えている高齢者がおられることを把握しており、御指摘のとおり、難聴は家庭や社会の中で孤立につながりやすいと考えております。

御質問いただきました自治体独自の助成につきましては、現在、県下の自治体で導入しているところはありませんが、全国では152か所ございます。今後、当事者の方々の御意見や生活実態、また国や県等の社会の動向などを注視するとともに、難聴者の方々による周辺との関わり合い方や専門的見地等を学習し、支援の仕方を考えてまいりたいと考えております。

また、当町には上中診療所に耳鼻科がございますので、ぜひとも耳鼻科の状況等も把握させていただきたいと思っておりますし、耳に関して、聞こえ等に御不安な方も耳鼻科等をぜひ受診していただくということも町としても推奨していかなければいけないというふうに考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ありがとうございました。介護予防のトップランナーを目指している本町でございます。早期の実現を期待いたします。

公共施設に磁気ループを設置する自治体が広がっております。これは補聴器と違って、余計な雑音は拾わず、目的の音や声だけを難聴者に届けることができる設備であります。難聴者が一般の人に混じって講演会や演奏会に参加できます。1室だけでも磁気ループの設置された集会施設が本町にあれば、難聴者の社会参加に大いに役立つものになります。公共施設への磁気ループの設置について、町長の見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えを申し上げます。

磁気ループは、アンテナ線を床下または床上にあらかじめ敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の補聴器に目的の音声だけをクリアに届けることが可能なものです。

この機器は持ち運びが可能な「携帯型」や建物や床下などに埋設されている「設置型」があり、難聴の方が誘導コイル付き補聴器を装着することで聞くことができます。

本町におきましては、パレア若狭音楽ホールに設置をしており、専用受信機も10台貸出しをしております。難聴の方にも講演会をはじめ音楽などをお楽しみいただくことができます。パレア若狭のホームページ上に設備について記載し、周知を行っているところでございます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

パレアに設置されているということは知りませんでした。私だけでなく、ほとんどの人に知られていないのではないのでしょうか。考えてみれば、パレアは文化と福祉の施設です。建設に当たって磁気ループを設置したのは当然といえば当然だと思います。当時は恐らく我が国でもめったにない設備だったと思います。その結果でしょうか、今でもほとんど知られていませんし、ほとんど使用されておられません。宝の持ち腐れでございます。

音楽ホールのイベントでは、開会の前に、「補聴器が御入り用の方はいませんか」、そういったアナウンスをするなど、もっとこの設備をPRして活用をされるようにするべきだと思います。

ところで、庶民の団体が気軽に使用するということでは、パレアの音楽ホールは敷居が高過ぎます。シルバーセンターなどに携帯型の磁気ループを用意すれば、庶民の集まりなどでも気軽に活用することができます。これも検討していただきたいと思います。

介護保険事業計画、高齢者福祉計画、あるいは障害者基本計画の中に、適切な形で難聴者の補聴器使用に関して記載してはいかがでしょうか。早い段階からの補聴器使用が推奨されている中であって、難聴者自らが補聴器使用を検討する、あるいは町の職員が難聴者に補聴器使用を指導する、このような場合のスタンダードになると思います。

町独自の補聴器支援制度ができて、これが案内できれば、これは申し分ないわけですが、それはともかく、補聴器使用に関して記載する、このことについて町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えいたします。

介護保険事業計画、高齢者福祉計画の計画期間は3年間、障害者基本計画の計画期間は6年間であり、それぞれ令和6年度からの次期計画を策定しているところでございます。

これらの計画の中の難聴者の補聴器使用の位置づけについては、難聴者の補聴器の使用はその方の意向によるものと考えており、町が計画の中で使用を位置づけるものではないと考えております。しかしながら、補助支援対象者への制度の啓発は機会ごとに行う必要はございます。

また、指導については、難聴という医学的見地が必要な事項であり、町の職員が行えるものではないと考えます。ただ、耳が聞こえにくいことの現状や、それに伴う困り事等の把握はしていく必要がございます。

今年度策定中の第9期介護保険事業計画に当たり、高齢者515人を対象としたアンケート調査結果の中で、「外出を控えている」と回答された方112人のうち、控えている理由を、「聞こえの問題等耳の困り事」と回答された方が7人、全体の6.3%という結果も出ております。高齢者における難聴が生活の幅を狭める要因の一つであるということには違いがございません。加齢における様々な弊害を予防の観点から啓発事業等も行っておりますが、難聴につきましては予防できかねる事項の一つであります。補聴器使用は是正手段ではありますが、強いるものではありません。難聴でお困りの方に限らず、様々な人々が分け隔てなく安心して暮らしていくことのできる共生社会の実現に向けた福祉計画を策定し、実践する必要があると考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

補聴器の使用を強制しなさいということではなくて、推奨してはどうですかと言っているわけでございます。

繰り返しになりますけれども、うつ病や認知症の予防に役立つわけです。このような観点から申しているわけでございます。

次の質問に移ります。

本町の食育連携会議では、現在、「食育地産地消推進計画」の来年度改定に向けての作業が進められております。立派な計画が策定されるよう、委員の皆さん、大いに期待しているところでございます。

ところで、私は、現行の本町の「食育地産地消推進計画」、これでございます。これについて少しばかり疑問を感じている部分があります。その点を質問したいと思います。

改定作業の参考になればと思う次第でございます。

国は、食育基本法に基づいて食育推進基本計画を策定しております。こういったものですね、これは第四次ということですが。そして、この食育推進基本計画を基にして、都道府県は「食育推進計画」というものを定め、さらに市町村は、都道府県の食育推進計画を基本として、市町村の「食育基本計画」を定めるということになっております。ところが、本町では、食育推進計画ではなくて「若狭町食育地産地消推進計画」、こういった名前の計画になっております。「食育推進計画」ではなくて「食育地産地消推進計画」と、このようになっている理由を説明願います。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、北原議員の御質問にお答えします。

若狭町食育地産地消推進計画に地産地消の言葉を入れた理由につきましては、町では平成21年に食育推進計画として策定しておりましたが、平成22年に地域資源を活用した農林水産業者等による新事業の創出等及び農林水産物の利用促進に関する法律が制定され、地産地消促進計画を策定するよう国から指示がありました。

これに合わせて、県でも「ふくいの食育・地産地消推進計画」を策定しており、若狭町におきましても、平成26年の計画策定時に「食育推進計画」から「食育地産地消推進計画」へ名称を変更しました。

地元の食材を選択し、大切にする気持ちを醸成すること、健全な食生活を実践する食育と新鮮で安全な食材を生産し、それを積極的に食生活に取り入れていく地産地消の関連は深く、若狭町では今後も併せて推進していきたいと考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

よく分かりました。「食育基本法」ではなくて、今、答弁いただいた長ったらしい名前の別の法律によって、県や市町は「地産地消促進計画」を策定しなければならないと。つまり、本来は「食育推進計画」と「地産地消促進計画」、この2つをつくらなければならない。ところが、県はこの2つの計画をドッキングして1つの計画としてつくったと、確かにそうですね、これが県の「ふくいの食育・地産地消推進計画」というものですね。町もこれに倣って、県に倣って、「食育地産地消推進計画」と、こういう名前に

したんだと、そういうお答えでございました。そのことはよく了解できました。

今、その名前を変えたんだというお話だったんですが、この若狭町の「食育地産地消推進計画」を見てみますと、最初の部分、計画策定の目的とか、計画の基本的な考え方、読み上げませんけれども、食育のことしか書いてありません。地産地消のことは何も書いてないと、こんなふうになっているわけですね。確かに、いや名前を変えたんだという、中身は変えなかったということかと思いますが。そういうわけで、私、てっきりこれは食育の計画だと、食育にとって地産地消が大事なので、若狭町はネーミングを「食育地産地消」にしたんだと、こういうふうに独り合点していたんですが、ただいまのお話で経過がよく分かりました。

改定される食育地産地消計画では、この食育と地産地消をごちゃ混ぜにしないで、食育推進に関する計画、地産地消は促進ですね、地産地消推進でもいいんですが、促進に関する計画と、それぞれの内容を鮮明にしてつくっていただきたいと思うわけでございます。県のタイトルは若狭町と似ていますが、県のこの計画は、目標とか施策、そういったところで食育の計画と地産地消の計画とそれぞれ分けて書いてございます。そういったこともありまして、この辺はごちゃごちゃにしないでやっていただくといいかなというふうに思います。

今、ごちゃ混ぜという点でいいますと、地産地消と、それから特産振興、これがイコールでない、このことも注意していただきたいと思います。現行の計画を見まして、そういったことを感じます。

地産地消と言われて、それ梅だ、山内かぶらだと、こういうことになってしまったのでは、本来の食育でも地産地消でもございませぬ。特産振興というのは町の重要課題ですが、それはそれとして推進の計画を持つべきであると、このように思います。

ところで、食育基本法では、この食育ということについて、食育の定義ですけどね、「健全な食生活の実践には、科学的見地にに基づき合理的な判断を行う能力を身につけた上で、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要である」と、これが食育なんだと。それから、知育・体育・徳育の大本にあるのがそういう食育なんだと、これが食育基本法の食育というものの定義になっておるわけですね。

大変失礼しました。今のは「食育基本計画」のほうで、もう一度言います、訂正いたします。「食育基本法」の食育というものの定義は、言い直します。

「食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」、これが食育なんだと。それから、先ほど言いました知育・体育・徳育の大本にあるのが食育だと、これが食育の定義ということになっておりまして、それで、

食育推進基本計画のほうでは、今申しました「健全な食生活の実践には科学的見地に基づき、合理的な判断を行う能力を身につけた上で、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要である」と、こういうふうに書いてあるということです。失礼いたしました。

本町の食育地産地消推進計画でも、健康のために塩分の取り過ぎをしないように随所で注意を促しております。ところが、家族の健康を願っている主婦層などが最も心配をして、また関心を寄せているのが、残留農薬、食品添加物などの化学物質、遺伝子組換え食品、こういったものでございます。これらに関して、本町の「食育地産地消推進計画」では何も触れておりません。何らかの情報提供、コメントがあってしかるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

まず、先ほど議員から御指摘をいただきました御意見につきまして、食育と地産地消、それぞれの内容につきましては、計画の中で明記をしていきたいというふうに考えております。

それでは、御質問にお答えをいたします。

若狭町食育地産地消推進計画は、町民が健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活の実践ができるよう食育に取り組むことを目的に食育基本法を基に作成をしております。

また、塩分などの生活習慣病の予防に関しましては、本計画のほか健康増進法に基づき、平成25年に健康医療課の所管で作成している健康増進計画「健康わかさ21」にも記載がございます。

残留農薬や食品添加物などについては、食品衛生法の中で基準などが厳しく定められており、生産の面でも国の「みどりの食料システム戦略」が作成され、県と市町共同でも「農林水産業における環境負荷低減事業の促進に関する計画」も策定されており、今後、様々な取組が進むものと考えております。

食育地産地消計画は、計画を立てるだけでなく、計画を推進していくために、健康、教育、食環境など幅広い分野で各関係部署が連携し、横断的な取組を進めていくことが必要であると考えます。

また、健康や環境への関心が高まる中、環境に配慮した食品など安心・安全な食品を選択する力を身につけていく取組も大切であると考えます。今後、食育と地産地消の取

組を進めていくため、策定委員の皆様の御意見も取り入れながら、現在、策定作業を行っております町の実態を踏まえながら、実効性のある食育地産地消計画となるよう検討を重ねてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「食育」あるいは「地産地消」に関する計画とはいうものの、「食」は生活の大本でありまして、健康、産業、地域づくり、環境、教育など多くの分野と関係しております。策定委員の皆さん、大変御苦勞いただきますけれども、立派な計画ができることを期待しております。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時09分 休憩）

（午後 2時12分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

5番、増井文雄君。

増井文雄君の質問時間は、3時13分とします。

○5番（増井文雄君）

大変お疲れのところ、御苦勞さまで。もうしばらくよろしくお願いいたします。

私は、小学校及び中学校の規模、配置適正化の現状についてということで質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日本全体が少子高齢化で人口減少が加速し、この若狭町においても人口減少は想定をはるかに超える速さで進み、当町の減少率については、県内市町ワースト2位となっております。

当町人口も合併時の平成17年には1万6,780人でしたが、直近の令和4年10月1日現在ですが、1万3,433人と18年間で3,347人減少しております。

また、年齢別人口を見ましても、15歳以下の人口が1,641人と町全体の12.2%、小・中生に限りますと、1,092人、8.1%しかございません。大変大幅に減少しております。

福井県も「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」を発し、3人っこ応援プロジェク

ト拡充や子育てをしながら働きやすい環境整備支援策等で戦略を図る一方、若狭町も独自のまちづくりプランにより定住促進や少子高齢化対策に取り組んでおりますが、思っているほどの成果も出ず、令和4年の町の出生者数も70人まで減ってしまいました。合併時、平成17年の出生数が151人でしたので、比較すると、81人の減少でございます。ちなみに、30年前の平成4年と比較いたしますと、平成4年が201人でしたので、131人も減少をしております。

ここ10年間を見ますと、県内各市町では、学校の統廃合を積極的に行ってきています。しかし、現在の若狭町では、小学校9校、中学校2校、単純に学校だけを比較いたしますと、人口が倍の小浜市や大野市と同数であります。

令和元年5月に、「若狭町が設置する小学校および中学校の規模配置の適正化について」の答申を出しております。しかしながら、答申書の中に記載の若狭町の人口及び児童生徒数の現状と推移、将来人口推移を比較しても予想よりも2年早くなってきております。

若狭町の小学校では、現在、過少規模校（複式学級）2校と小規模校9校で、適正規模校は1校もありません。5年後には過少規模校（複式学級）も2校増える見込みですし、その数年後には2ないし3校が新たな過少規模校（複式学級）になると予想されます。

また、中学校についても、現在は三方、上中両校とも200人前後（1学年最大3クラス）ですが、7年後には両校とも150人前後（1学年2クラス）になると予想されます。

過去の一般質問で、令和3年6月には、熊谷議員が明倫小と三方小統廃合について、また、西村議員が熊川小学校統廃合に伴う「若狭町学校配置規模適正化基本計画」について、翌年、令和4年6月には、再度、西村議員が、「進まない話合い、基本計画の位置づけや今後の見直し」等について質問もありましたが、理事者等からいただいた回答の内容どおりには進んでいないのが現状であり、進まない現実には苛立ちだけが残っております。

先ほど申し上げました現若狭町の過小規模校や小規模校が統廃合し、適正規模校となれば、学校全体の活気が生まれることは間違いなく、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら学習し、一人一人の資質や能力をさらに伸ばすこともできます。

また、学校行事、運動会や音楽活動等、集団教育活動も活発になるほか、支援員やALTの適正配置も可能になります。

特に中学校では、教科担当制にのっとり、教員を配置しやすくなり、適正な指導ができるようになります。しかし、現状のように各教科・学年の教員がいないと、子どもたちに十分な指導ができない上、県に員外申請等の必要が生じてきます。

上記の問題、すなわち教員の働き方改革をするためには、教員数を増やすか、授業を減らすか、どちらかしないと、学校はいつまでも変わりません。

この何年間を見てきましても、明倫小学校と三方小学校の統廃合のみであり、あまり進展していない状況であります。最近では、保護者や地域住民の方々から統廃合を急ぐ意見も多く寄せられております。その背景には、想定以上の人口減少及び少子化があり、待ったなしの状況に来ていることがうかがえ、教育委員会の進め方にも疑問の声があります。

アンケートの回答で、保護者や地域の方々から、「統廃合は致し方ない」、「早く進めるべきだ」、「賛成する」、「行政側のビジョンが見えない」などと意見もありました。そして、「もっと多くの中で子どもたちを学ばせたい」との意見も多くあったようでございます。

たくさんの児童・生徒の中で、活発かつ有意義な学校生活を送ることが一番であり、最も大切な子どものことを第一に考える「子どもファースト」で取り組む必要があります。子どもたちには校歌も制服も関係ありません。友達が一番です。

私の地元のみそみ小学校でも、今年の春は卒業生が24人、新入学生は8人で、一気に全校児童83人となりました。父兄や地元の方々からは、「来年の運動会からは保育所や地区と合同で開催したらどうか」との意見もあったようです。現実にはこのようなことは、今後、他の学校でも言えることではないでしょうか。

もう一つの問題が小学校の通学です。

朝は集団登校で下級生から上級生まで一緒に歩きますが、帰りは上級生と下級生で分けて下校します。しかし、複数で帰ればいいのですが、児童数減少や途中で塾に行くなどで、1人下校も多々あるそうです。高学年のように1人で帰れる人はいいのですが、下級生なら到底無理です。そうなれば、当然、家族の迎えが必要となり負担も増えます。また、いくら複数で登下校しても、全国各地で近年発生しております交通事故や不審者の被害等への対応も万全にしなければなりません。統廃合してバス通になれば、このような問題も解決、軽減できると思います。

冒頭申し上げましたように、集落でも人口減少、少子高齢化問題に直面しております。若者の働き場所不足や子育て環境の問題、集落行事、地域の伝承文化等がありますが、集落行事の多さ、人が少ない中だからこその役員問題などがあり、若者の都会への流出

に歯止めがかからず、集落役員等の成り手不足で集落行政も限界に来ております。

このように、地域の現状を的確に捉え、５年後、１０年後の若狭町のため、子どもたちの未来のため、熊川校区、瓜生校区、野木校区や梅の里校区からの段階的な統合と言わず、もう一度、どの学校も同じ土俵に上げ、若狭町全域で学校統廃合問題を共通課題として真剣に検討していただきたいと考えます。私は、そのために学校規模配置適正化基本計画を早急に見直すべきだと考えます。

それでは、質問に入ります。

まず、一つ目の質問です。

若狭町各学校の児童数、生徒数、学級数について伺います。

令和５年４月現在の状況はどうなっていますでしょうか。また、５年後はどのように推移しますか、お答えください。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、令和５年４月現在の状況からお答えします。

三方小学校は１３７人で６学級、気山小学校は６０人で６学級、梅の里小学校は５５人で５学級、みそみ小学校は８３人で６学級、鳥羽小学校は９６人で６学級、瓜生小学校は７９人で６学級、熊川小学校は２６人で３学級、三宅小学校は８２人で６学級、野木小学校は６４人で６学級、三方中学校は１９４人で８学級、上中中学校は２１７人で８学級、加えて、特別支援学級が各校に１から３学級あり、１７学級となっております。

次に、５年後の令和１０年の推計数値について学校ごとにお答えいたします。

三方小学校は３４人減で１０３人となり６学級を維持、気山小学校は５人減で５５人となり１学級減の５学級、梅の里小学校は１０人減で４５人となり１学級減の４学級、みそみ小学校は６人減で７７人となり６学級を維持、鳥羽小学校は２５人減で７１人となり６学級を維持、瓜生小学校は１２人減で６７人となり１学級減の５学級、熊川小学校は５人増で３１人となり１学級増の４学級、三宅小学校は１０人増で９２人となり６学級を維持、野木小学校は２１人減で４３人となり１学級減の５学級、三方中学校は２９人減で１６５人となり２学級減の６学級、上中中学校は５９人減で１５９人となり２学級減の６学級になると推計しております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○５番（増井文雄君）

予想以上に児童数、生徒数、学級数が減るようで、ちなみに小学校では、5年後には児童数98人もの減少となり、学校1校分がなくなるほどの数字となっております。

今回、答弁いただいた数字を町民や保護者も冷静に捉えていただきたいと思います。児童数、学級数減少は一部の学校の問題ではありませんので、学校及び保護者のみならず、各地区や区長会等でも共通課題として若狭町全体の問題として考えていただきたいと思います。対岸の火事には絶対しないように進めていただきたいと思います。

次に、二つ目の質問です。

令和4年4月の明倫小学校と三方小学校の統合について伺います。

明倫小学校と三方小学校の統合から早や1年が経過しました。成果と反省、また保護者の意見はどのようなものでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、統合の成果などについてお答えいたします。

統合後、保護者等に対し改めてアンケート調査などは実施しておりませんが、特に苦情などの連絡は受けておりません。

また、学校側からも特段の報告などありませんので、順調に学校運営ができていると考えております。

現在、明倫地区の保護者の方から、冬期のスクールバスの運行ルートについての相談などありますが、除雪ルートや退避スペースなども考慮し、子どもの安全を重視して対応したいと考えております。今後も学校運営の中で改善すべき点などがあれば、学校や保護者、場合によっては、地域の方々とも相談しながら、よりよい教育環境となるよう努めていきたいと考えております。

最大の成果としましては、子どもたちが喜んでいることです。統廃合後、最初の卒業生となる児童の卒業アルバムの中で、明倫地区の子どもたちだけではなく、三方地区の子どもたちからも、「友達が増えてよかった」などという思いがつつられており、ある程度の集団の中で切磋琢磨することを通じて、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、よき思い出をつくれたことは大変意義深いものだと感じております。

また、統廃合後初めての体育大会の終了後、保護者から、「新しい三方小になって、不安な気持ち、これから頑張ろうとする前向きな気持ちを全部の児童、保護者に向けて堂々と伝えてくれた。」、「我々保護者も一つになれた。感動した。」などの感想も頂いております。引き続き子どもたちが健全に学校生活を送っていただけるよう、保護者

や地域の方々の声も聞きながら、よりよい学校運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。1年が経過して順調に学校運営、子どもたちも学校生活を送られているようですので、安心いたしました。

統合した明倫小学校児童の一番の成果は、より多くの中で様々なことを学び、たくさんの友達が増えたこと、それに伴い笑顔もたくさん増えていることと思います。しかし、目に見えない問題、例えば、急激な環境の変化により、心の問題などもひょっとしたらあるかもしれませんので、役場、教育委員会としても、地域と連携しながらしっかりアンテナを張り、迅速かつ適切な対応をお願いいたします。

次に、3点目の質問です。

統廃合についての進捗状況をお伺いします。

何度となく熊川地区と瓜生地区への話合いが続いていることですが、話合いの進捗状況などについて見えません。詳細にお答えください。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、現在の進捗状況についてお答えいたします。

令和元年の学校規模配置適正化についての答申以降、若狭町学校規模配置適正化基本計画（案）を策定し、令和4年4月に明倫小と三方小が統廃合したところですが、熊川小と瓜生小につきましては、継続審議という状況が続いており、令和2年以降、保護者をはじめ地域の方々と意見交換など協議を重ねてまいりました。

協議の中での具体的な内容としましては、熊川小学校と瓜生小学校の対等な統合として、校舎は瓜生小学校を活用し、熊川小学校は廃校とすることとしており、学校名、校歌、校章については、学校、PTA、地域などの関係者で決定するとして協議を進め、この内容につきまして、昨年12月に両地区の全戸に文書でお知らせをさせていただいております。

そして、今年1月に両地区の小学校児童、未就学児の保護者へ、統合を前提とした代表者会を設置して、協議を開始することへの意見聴取をさせていただきました。

意見では、「大人の都合だけでなく、子どもたちの将来を一番に考え、子どもファースト

ストで考えてほしい」、「子どもたちのことを第一優先に早い統合を望む」、「地域の意見よりも子どものことを考えた統合にしてほしい、また、今後さらなる統合も視野に入れて計画してほしい」、「在学中に統合が複数回にならないようにしてほしい」、「熊川小と瓜生小だけでなく若狭町全体で統合を考えてほしい」、「統合は上中地区を一つの学校にするタイミングでよいのではないかなど多くの御意見を頂きました。

なお、意見聴取の対象世帯数は134世帯で、回答があった世帯が87世帯、未回答が47世帯、協議を開始することに同意をしていただける世帯が81世帯、不同意が6世帯あり、回答のあった世帯の93%、未回答を含めても60%の世帯が同意していただけだったので、7月と8月に2回、代表保護者会を開催させていただいております。

代表保護者会では、「子どもたちのことを考えると、統廃合は仕方なく、少しでも早い統廃合を望む」という意見でまとめられました。

その他、課題として、校名、校章、校歌の決め方、体操服の選定、通学方法などがあり、早期に準備委員会で検討していくことが必要であるという結果になりました。

また、先月23日に熊川地区の地域づくり協議会、区長会に対して、代表者保護者会での協議内容を基に地域の同意をいただくための協議をさせていただいております。

なお、瓜生地区の地域づくり協議会、区長会に対しましても、同様に今月14日に協議させていただく予定になっております。

今後のスケジュールとしましては、地域の同意が得られた後、準備委員会を立ち上げ、令和7年4月の統廃合を目指して協議を進めていきたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。大変丁寧に御説明いただきましたが、とても順調で納得いく内容で進んでないようにも思います。やはり学校の問題は、学校と保護者、地区の大きな問題です。しかし、アンケートの中には、「統合を早く進めてほしい」、「なぜ熊川なのか、ほかの学校はどうなっているのか」、「熊川・瓜生の次は野木か梅の里か」などの疑問や意見もあるようです。段階的統廃合だけでは解決策も薄いと考えますので、町内全域の状況と児童の推移予測なども提示する一方、他校保護者の意見も早急に取りながら、町内全域の問題と捉え進めていただきたいと思います。

次に、4点目の質問です。

小規模校の適正規模化への支援にはどのようなものがあるのか、お伺いします。

現状の小規模校が適正規模校になった場合、県や国からどのような支援が受けられる

のか、お答えください。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

学校統廃合に係る国や県からの支援についてですが、まず、国からの支援として、統廃合に伴う既存校舎の改修に係る費用で、補助対象額が400万円以上2億円以内の事業費に対する補助率が3分の1から2分の1に上乗せされるほか、遠距離通学支援として、統廃合後5年間の送迎バス委託費の対象額の2分の1の補助、あるいは通学バスの購入費の対象額の2分の1で、1台当たり375万円の上限の補助や、廃校となる学校の利活用促進のため用途変更による耐震改修、リフレッシュ工事費等の補助金に対する返還額の免除などがございます。

また、国と県からの支援として、統廃合前と後の2年間は教職員の加配措置がございました。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。大変よく分かりました。

今まではこのようなことの説明はあまりしてこなかったと思いますが、今後の説明会等では、小規模校が適正規模校になった場合の支援や補助、また、教職員の配置などについて、丁寧かつ詳細に御説明のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、次に、5点目の質問です。

令和4年4月の教育大綱及び教育振興基本計画の見直しにより、学校規模配置適正化基本計画の見直しを行うのかを伺います。

また、町内全保護者に向けて、学校統廃合についてのアンケートと調査を行う予定があるのかをお聞きします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

今後の児童数、生徒数の推計では、複式学級が2学級になることが予測される学校もありますので、学校規模配置適正化計画についても、これまでの三方小、明倫小の統廃

合や瓜生小、熊川小の統廃合に向けた取組の中で、保護者の方や地域の方々からいただいた御意見も踏まえながら、教育振興基本計画の基本方針に沿った見直しを行いたいと考えております。

なお、現段階では、全保護者を対象としたアンケート調査を実施する予定はございませんが、今後、必要に応じてアンケート調査などの実施も検討したいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。質問の前段にも申し上げましたように、少子高齢化が急速に進んでおりますが、その中でも、まずは子どもファースト、子どもたちの未来のため、全地区を同じ土俵に上げ、若狭町全域で学校統廃合問題を真剣に検討していただきたいと思います。

今回は2校統合、そこが終わったら次の2校、と進める段階的統廃合は見直すべきだと思います。そのために学校規模配置適正化について、全町保護者や地区の方々から意見や要望を聞くアンケート実施は非常に重要と考えます。早急な実施をお願いいたします。

では、最後の質問をさせていただきます。

先ほど7年後と言いましたが、5年後には、中学校では三方・上中両校の生徒が150人ほどになると予想されております。同様に各小学校も児童数の減少に伴い学級数も減ることが予想されます。そのような中、将来の学校規模配置適正化についてお伺いします。

今までのアンケートの意見でもありましたし、ここ最近、町民の方から多くが思っていることだと思いますが、子どもが減り続けると、現三方中学校、上中中学校を各小学校に、新たに中間に中学校一つでよいのではとの声もたくさん頂いております。その点についてどうお考えですか。まずは若狭中学校1校としての構想はありませんか。同様に小学校で2校、三方1校・上中1校についてのお考えはありませんか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

現段階では児童生徒数の推移を考慮しながら段階的に統廃合することとしております。小学校につきましては、複式学級が2学級以上あり、引き続きその状態が続くと見込

まれる場合に、また、中学校につきましては、1 学年 1 学級となると見込まれる時点で統廃合を検討することとしております。

現在の小・中学校の校舎などについては、耐震改修を完了していることから、新たな校舎を新築することなく、既存の校舎を活用しながら統廃合の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5 番（増井文雄君）

ありがとうございました。今ほど回答いただきましたように、各学校も耐震工事完了しており、新たな校舎建設は難しいとのことですが、今後は少ない児童生徒数の中で、学校を維持し、管理することも厳しくなると思います。統廃合と同時に新たな校舎の利用方法を模索しながら進めることも重要と考えます。

学校統廃合については、地域住民・保護者の合意形成なくしては先に進めないと考えますが、段階的統廃合は見直すべきです。進めるには大変な時間がかかることと思います。様々な問題に直面すると思います。しかし、どの自治体も避けることのできない大きな問題であります。誠意を持って話し合いするしか解決策もないと思います。

以前から申し上げておりますように、社会教育の中には学校教育や家庭教育があり、自己学習も必要です。その全てが生涯学習であります。人づくりも、地域づくりも、絆づくりも社会教育、生涯教育でございます。原点に立ち返り、地域の現状を共に認識し、学校の統廃合については地域の問題としながら、よりスピード感を持って、未来の子どもたちのため、子ども一番を考えて進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日 6 日から 19 日までの 14 日間、休会にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、明日 6 日から 19 日までの 14 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午後 2時49分 散会)